

平成22年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程(第3号)

平成22年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 9番 田原 輝男 議員
- 3番 音嶋 正吾 議員
- 11番 中村出征雄 議員
- 18番 市山 繁 議員
- 5番 深見 義輝 議員
- 6番 町田 正一 議員

本日の会議に付した事件  
(議事日程第3号に同じ)

出席議員(20名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君  | 2番 呼子 好君   |
| 3番 音嶋 正吾君  | 4番 町田 光浩君  |
| 5番 深見 義輝君  | 6番 町田 正一君  |
| 7番 今西 菊乃君  | 8番 市山 和幸君  |
| 9番 田原 輝男君  | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君  |
| 15番 久間 進君  | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君  |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君  |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君  
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 白川 博一君  
副市長兼病院事務局長 ..... 久田 賢一君  
教育長 ..... 須藤 正人君  
吉岐島振興推進本部理事 ..... 松尾 剛君  
市民生活担当理事 ..... 山内 達君 保健環境担当理事 ..... 山口 壽美君  
産業経済担当理事 ..... 牧山 清明君 建設担当理事 ..... 中原 康壽君  
消防本部消防長 ..... 松本 力君 総務課長 ..... 堤 賢治君  
財政課長 ..... 浦 哲郎君 政策企画課長 ..... 山川 修君  
管財課長 ..... 豊坂 康博君 会計管理者 ..... 宇野木眞智子君  
教育次長 ..... 前田 清信君 病院管理課主幹 ..... 左野 健治君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

・

日程第1．一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

改めて申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含めて50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、9番、田原輝男議員の登壇をお願いします。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

議員（9番 田原 輝男君） 皆さん、おはようございます。私、これで2回目の一番バッターということで、市長も最初ということで、まだ元気がおありだと思って私は一般質問を行います。

それでは、通告に従いまして、9番、田原が一般質問を行います。

まず、1項目の本庁舎建設について。これにつきましては、この庁舎建設については、今まで

に幾度かの質問がありました。場所は、皆様御承知のとおり、亀石ラインということで、そのように認識をしております。それも、今やその場所は御存じのとおり、給食センターが建設をされております。また、そのために庁舎建設は私の思うところでは、何か振り出しに返ったような気がいたします。しかしながら、いつかはこの本庁舎建設には携わらなければならないと私は思います。

9月議会において、14番議員さんより質問がなされました。そして、市長の答弁を聞いておりましたけども、私の思うところによりますと何か消極的だなというような気がしましたので、今回また初めて庁舎問題に私触れさせていただきます。

14番議員さんと一緒に特例債の活用について、これが御承知のとおり、平成25年までという期限つきでございます。しかしながら、どうかして特例債を組み込まないと、単独事業ではなかなか厳しいのではないかと考えております。そうした観点から、市長の見解を求めます。

そして、2項目につきまして、これ一番市長として頭を痛める問題ではなかろうかと思っております。この場所の問題です。そして、今、市長がもし建設をするとしたら、場所の設定はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

以上、2点お願いします。

議長（牧永 護君） 田原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 9番、田原議員の庁舎に関する一般質問にお答えをいたします。

合併特例債の状況につきましては、さきの第3回市議会定例会でも御説明いたしましたけれども、本年度既に原の辻復元工事、一般廃棄物その他とかなりの金を使っておるわけでございますけれども、さらに、平成24年、25年度事業といたしまして、廃棄物処理施設、焼却施設、し尿処理施設の解体工事を含めた跡地整備事業及び消防救急無線デジタル化の事業を計画いたしております。現在、建設事業分の起債総額は現在112億7,000万円の見込みであります。岐阜市における建設事業分の借り入れ上限額は159億4,000万円でございますので、その差は約47億円ほどでございますが、今後の財政状況を考慮いたしますと、合併特例事業債の借り入れについては、交付税措置があるとはいえ、限度額近くを借り入れることは非常に厳しいものがございます。しかし、真に必要なものはやっていかなければならないと思っております。

ところで、議員お尋ねの庁舎建設事業につきましては、合併特例事業の計画で項目は上げておりますけれども、その建設費の金額を入れていないという状況でございます。そして、最大の問題は、合併特例債の借り入れ期限である平成25年度ということ、議員御指摘のとおりでございます。もうすぐそこに迫っているわけでありまして、庁舎建設につきましては、やはり私は相当

の議論が必要だと思っているところでございまして、合併特例債の借り入れ期限の平成25年度に建設をするというのは、時間的に間に合わないと思っている次第でございます。

そういったことで、現在、本庁機能を各庁舎へ分散して業務を行う、本庁分散方式については、平成19年1月1日から行っているところでございまして、分庁方式であるがゆえ、非効率な点が多々ございまして、業務の効率化、また施設の老朽化等、現在の庁舎の状況等を考慮いたしますと、庁舎建設が一番の合理化であるという認識は変わっていないところでございます。言いかえれば、集約をしないと行財政改革はおぼつかないと考えているところでございます。

こうしたことから、新庁舎の建設については議論をしなければならない時期が来ているということは、さきの第3回市議会定例会でも申し上げたところでございまして、これからの財政状況等十分熟慮しながら、庁舎のあり方について研究してまいりたいと考えております。

ところで、建設場所についてのお尋ねでございます。これにつきましては、議員御承知のように、合併協定書の件がございます。ただいま申し上げました庁舎のあり方や効率的な行財政運営をするためにはいかがか、あるいは市民皆様の利便性などなどを研究討議して議論を進めていく中で決まっていくものと考えておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） まず、その答弁が返ってくると思っておりました。けども、今市長も申されましたとおり、本庁舎建設が一番の合理化と、私もそう思っております。けども、冒頭に言いましたように、なかなか特例債、これを充てこまない、本当に単独事業では難しいと、私もそう思っております。けども、残された23、4、5、この3年間のうちに本当に市長がやる気であれば、私はある程度進むんじゃないかと思うしております。そして、市長、無駄遣いストップ本部も立ち上げられて、いろんなことに当たられてまいっておられますけれども、私もこれやっぱり本庁舎一本というのが一番無駄遣いを省く点じゃないかと思うしております。

それとまた、いろんな職員の問題が今まで度重なっております。そして、これ家族でいいですと、みんな家族で一日終えて会話するのが一つの円満ないろんな会話の方策であって、市長以下が一つの屋根の下で職員と一緒に毎日おはようございますと言う姿、本当に市長早急に対応していただきたい。これが、本当職員教育、いろんな面、そして、市民のサービスの面、これが最高のあれじゃないかと思うしております。私はそのように考えております。

そこで、今、特例債には間に合わない、なかなか厳しいという回答でございましたけども、万が一あわなかったとした場合に、市長はどのように庁舎建設を考えられているのか。そして、私2項目に言いました、この場所の問題につきましては、私から申し上げます。これは参考のために私の思っていることを申し上げますので。私は、この場所をいいますと、郷ノ浦の人間だから

郷ノ浦というような考えは持っておりません。といいますのは、今現在駐車場になっております、宝の持ち腐れ、旧公立病院の跡地、そのように私は考えております。その理由として、なぜそう思うのかといいますと、いろんな所管庁、全部が集約をします。これといいますと、最終的には、市民皆さん方のサービスの面、そして、今後壱岐市が抱える高齢化が進む中、一番苦勞するのは市民の方でなかろうかと思っております。そういう観点から、私個人的に旧公立病院の跡地を考えたわけです。

以上、もう一回市長の答弁をお願いします。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 本気でやる気になれば、25年でも大丈夫だということでございますけれども、もし平成25年度に建築をすとなれば、もう恐らく来年ぐらいには設計に入らないと間に合わないという状況でございます。現在、そうなりますと単独事業ということになります。おっしゃるように、非常に厳しいことが考えられます。そこで、やはり現在、御存じのように、壱岐市では、現在の起債しております分を繰り上げ償還等々いたしまして体力をつけておるところでございます。基金の積み立てなど、やはりそういったことで体力をつける、あるいは庁舎建設に準備をするということも一つの方法かと思っているところでございます。

それから、場所について特定されたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、庁舎のあり方、行財政運営をするためにはどうあるべきか、あるいは市民皆様の利便性等々を議論していく中で、場所というのは決まっていくものじゃなかろうかと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） わかりました。くどくどは言いませんけれども、この点につきまして、市長のトップとしての政治的決断を期待をいたしまして、この質問は終わります。

続きまして、2点目、教育施設について教育長にお尋ねをいたします。お尋ねする前に、教育長として、また、博物館の館長として、一人で二役本当にお疲れさまでございます。そういう意味を踏まえまして、私が今から一般質問を行います。

通告書に書いてありますとおり、本当もう簡単にわかりやすい3点でございます。まず、盈科小学校の要望の件、これ学校からの要望の対応でございます。教育長としての対応のあり方について。

この2点目、これは私の地元でございますけれども、もうこれは何年か前に、私が総務委員会におりますときに、教育長みずから学校にお越しをいただきまして、委員会のほうで視察に行った

件はお忘れでなからうかと思っております。

そして、3点目が、統廃合後のグラウンドについて、要するに武生水中学校でございます。

この盈科小学校からの要望書の対応の件につきましては、本当私が教育長も、私が教育委員会に数日前に行くまでは御存じじゃなかったと思っております。これは、本当に大変な大事故を招くようなことではございました。要するに、3階からサッシが1階に落ちて、そういうことではございました。

たまたま私偶然にも盈科小学校に行きまして、その話を先生方からお伺いをいたしました。といいますのは、サッシにかぎがかかって、要するに開閉禁止やったですか、使用禁止でしたかね、その張り紙がありました。そして、窓際のひじ掛けのところに雑巾がばっと並べてありました。これ先生どうしたんですかと言うたら、水が入って雨が落ちてどうしようもないという御説明でございました。それで、要望はなされましたかといいますと、要望はもう早うから出してありますと。わかりました。それ教育委員会か教育長、どうにか対応策がありましたかちゅうたら、こう頭をひねられたから、今回この壇上に立たせていただきました。その対応策、そして、この小学校のもう一校の、私の地元の志原小学校につきましては、もう本当数年が経っております。いまだかつて何ら対応策がない、見られない。本当にもう正直いいまして、教育長に私あきれますよ。どうか本当の、行かれるときでも行ってでも、先生方と交わされて対応策を考えてほしいかったです。教育長は大丈夫だろうという考え、そして、また今は耐震調査中でありまして、志原の場合は終わっておりますけど、盈科の場合もここに出しておりますけども、その結果を待っておられたのかなという感じを私はしております。

けども、やっぱり子供たちの通う学校、一番大事な施設なんです。ちょっとしたことが大事故を招くんです。それで、志原の小学校の対応策。

そして、武中のグラウンドにつきましては、統廃合につけていろいろと学校側とPTA側と話をされて今日までに至っているかと思っております。けども、PTA会長を通して、父兄の人からもお話を耳にします。武中のグラウンド、約統合後には野球部だけでも五、六十人かと思っております。そして、女子のソフトが、ことしは本当にすばらしい結果を残されて九州大会まで行った経緯がございます。そうした中で、先生に話をちょっと前ですか、まだ四、五日前でした。ちょうど壱岐高と武中との練習試合があっている最中ではございましたので、私もその練習試合を見にいきました。そして、先生方のお話を伺いますと、何回も野球部と交錯してぶつかった例がありますと。そういう話を先生方から聞きました。数日前です、これは。

そうした中で、今後、新しい郷ノ浦中学校として生まれ変わるわけなんですけども、見た目でもかなり大変な状況だなと思っております。これに対する教育長としての見解を、この3点について伺います。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 9番、田原輝男議員にお答えをいたします。

まず、第1番目の盈科小学校のアルミサッシの窓の件でございます。早速議員さんのお言葉を伺いまして、私、その時点でわかっておりませんでしたので、早速調査をいたしました。以前に学校長より事務局のほうに連絡がございました。私の確認不足でございました。まことに申しわけないと深く反省をいたしております。

御指摘のアルミサッシの窓につきましては、学校の修理費からガラスの入れかえをしております。現在は、開閉等問題なく使用をいたしております。落下の原因が、窓を強い力で閉めましてぱたんと窓がとまって、それで落下したということが考えられます。アルミサッシの下のほうのアルミサッシ部分がすり減っておりまして、上のほうにはかたいセルロイドのようなものがついておるんですけれども、これも、時間経過ということで、一部破損がございました。そういうことが重なりましたの事故でございました。

その後、学校といたしましては、毎月1回安全点検を行っておりまして、2カ所アルミサッシの窓の開閉が子供の力ではできないというところがございます。そこら辺で今のところ盈科小学校のアルミの窓ということについての再確認をしたところでございます。

また、志原小学校につきましては、当時の議会の総務文教常任委員会の視察の折に、体育館の雨漏りの指摘を受けておりました。この前に某議員さんから、21年の6月2日に体育館の天井を教育長お前は知っておるかという御指摘がございましたので、2日後の6月4日に現地を確認いたしました。その議員さんが申されますには、体育館のすぐそばには赤道が表と裏は通っているということもございまして、この志原小学校の体育館の天井の現状をまず第一に解決しないといけないという気持ちに立っておりました。それで、21年の11月に補助金の有利なものがございまして、それを適用させてもらって、22年の3月には、体育館につきましては、天井、外壁の落下を完成をさせていただきました。それで、小学校の老朽化といいますのは、市内の小中学校、もう議員の御存じのように、かなりの数がございまして、その優先順位を決めまして、それに従っての修繕等々をやらせてもらっております。ですから、志原小学校の修繕部分がまだ残っているという御指摘は、私も感じておるところでございます。

それと、新しい中学校統廃合後のグラウンドの件でございますが、今の武生水中中学校が郷ノ浦中学校となりましても、これまでの統廃合準備委員会の協議によりまして、部活動の種目は、現在の武生水中中学校と変わらない予定でございます。しかし、生徒の総数が100人程度ふえます。また、新入生やほかの中学校から来た生徒は、グラウンドの状況等になれておりません。そのような中でグラウンドでは、ソフトボール部と野球部が同時に練習をするようになると思われま

現在も、この2つの部がグラウンドの対角線上に位置するバックネットを利用いたしまして、安全策を講じながら練習をいたしております。統廃合後は、この2つの部とも部員数がふえることが予想できることから、今以上のグラウンドの使用するときの工夫や安全策を講じることがまず必要だと考えております。

そのために、練習内容や練習方法、指導方法の観点から指導を進めていきます。まず、練習中の相互の接触事故等を避けるために、グラウンドの広い範囲を使用する練習を2つの部が同じ時間に行わないように練習内容や順序につきまして、担当顧問間で連絡調整を徹底するようにいたします。また、教師が常に複数体制で練習を見守りまして、その他の事故やけがの未然防止に努めるようにいたします。さらに部活動の安全対策につきましては、年度当初、学校側で十分に話し合いを行いまして、各職員と生徒が、学校が定めた安全対策上の約束事項等を共通理解した上でしっかり取り組むようにしてまいります。もちろんこれらにつきましては、グラウンド以外の体育館での部活動やほかの統合中学校でも同様のことが求められております。

一方、このような安全対策とともに、多くの部が部員数の増加となると思われまので、これまでの練習内容を見直しまして、効率よくグラウンド等の使用をする内容面の工夫がまず第一だと思っております。また、部員数がふえることによりまして、大人数を生かした練習実施や生徒同士の競い合いの機会がふえることは、今回の中学校の規模適正化のねらいの一つでもあります。お互いに高め合う効果が生かされるような練習を目指します。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） 教育長の答弁が長過ぎて、私は何をお聞きしたらいいかもう頭がパニックになりました。本当は短く簡潔にやっていただきたいんですが、盈科小学校の件、本当に教育長、私が行くまで教育長は御存じじゃなかったです。教育長としての、教育現場の長としての対応を本当に今後とも肝に銘じられまして、よろしく願いをいたします。二度とこういうことが起こらないように。

そして、盈科小学校につきましては、耐震の結果いろいろとここにありますけども、耐震の結果につきましては、芦辺町のほうがかなり悪うございます。その中でやっぱり悪いところから優先順位をつけられて改修するか、新築するかいろいろと検討なされることと思っております。

盈科小学校につきましても、もう本当に老朽化が進んでおります。耐震調査後の金額の云々によっては、私はもう本当順位をつけられて、壱岐全体、悪いところからじゃ、いろんな計画組まれて、もう改修よりも新築という格好のほうが、今後のことを考えますとそれのほうがいいんじゃないかなろうかと私個人的には思っております。

それと、小学校の件は、体育館からずっとさかのぼっているいろいろとお話をされましたが、そう

いうことは私は聞いていなかったんです。要するに、学校の校舎のベランダ側の、要するに教育長御存じだと思います、この下は。あれは、鉄筋が腐食して膨張して落ちるから、小さなコンクリートの破片が下に落ちた場合、子供に当たった場合には本当命のかかわる問題なんです。あれは、もう金は余計かからんでしょうもん。何で早急な対応ができなかったかと。体育館の改修と一緒にでもできたはずです、やろうと思えば。やれるんです、私はこの建築関係はわかりますから。

そして、武中のグラウンドにつきましては、いろいろと教育長また長々と話されました。それで、正直いいまして、私も練習も何回も見ております。それで、練習試合も壱岐高とか、勝本中学校とかあっているのも、いろいろと学校であっているのを見てきております。それで、自分の目で確かめたからこの壇上に立っておるわけでございます。どうか、今後、事故の起こらないように中学校の場合は対応策を考えていただきたい。そして、確実にその現場を押さえて、確実にことを進めていただきたい。もう一回だけ教育長、教育長としての今後の学校施設、教育施設しでの対応について、心を込めての答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 児童生徒の安全のための安全な教育環境を現出するように努力をいたします。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） 私もこの学校施設につきましては、これで2回目の質問かと思っております。本当に前回は言いましたように、子供たちがいきいきと学べる学校施設であってほしい、そういう願いを込めまして、今後いろんな要望等について、教育長みずから対応に当たっていただきたい。冒頭に言いましたように、私個人的には、教育長、博物館の館長に一人二役というのはなかなかと思います。けども、将来を担う子供、これだけは忘れてもらいたくない、そう思い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔田原 輝男議員 一般質問席 降壇〕

.....  
議長（牧永 護君） 次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。一番しょっぱなに登壇されました田原議員の話を聞いておりますと、まず、何に置いても、答えは現場にしかないんだなという思いがいたしたところでもあります。ところで、歳月人を待たずと申しますが、本当にもう師走も

10日近くになりました。本当に時の経つのが早いなと思えてなりません。皆さんにとっては、今年1年がどんな年であったでしょうか。市長は、広報「いき」のコラムに、今年1年を振り返って象徴する言葉として「変化」を選択してありました。そこで、市長に対し、大きくは2項目に関して一般質問をいたします。

まず、市長のマニフェストであります壱岐市活性化政策宣言、変える白川博一の3つの改革、改革その1、みずから市民病院の改革の先頭に立ちますと宣言されております。リーフレットの一面、私、このリーフレットには愛着を持っております。市長の人徳漂う穏やかな顔、そして、最終ページには、白川博一がやる、今こそ壱岐が結集を、改革断行としてこぶしに力を込め、みなぎる情熱、得意満面の表情が印象的であります。市長、市民の多くの皆さんが、壱岐市を改革を断行するとしたあなたの熱意に賛同と期待をして、市政のかじ取り役を託されたと考えております。私も市民の一人としてそうであります。

今回の行政報告の中で、来年度以降は、九州大学の精神科医局と診療内科医局から派遣が困難であるとの通告があったと報告をされました。医師の確保、増員こそが市民病院改革の根源をなすと常日ごろから述べておられますので、改革の後退を余儀なくされるのではないかと危惧をいたし、今回の一般質問に至ったわけでございます。

市長の率直なお考えをただし、前いただきましたよね、ダイヤモンド誌の消える恐れのある病院ではなく、頼れる病院としての改革の方向性をお示しをいただき、率直なる見解を賜りたいと考えております。

それで、通告の第1点目に、市長御就任当時は、市民病院改革は加速的に進行するであろうと希望的観測をいたしておりました。ところが今となつては、頭でっかちの尻つぼみ状態に陥っているのではないかと危惧をいたしております。

一連の発言の中で、病院改革の議論は平成18年から始まっている。市民病院の役割、あり方に関する報告書は非常によくできていると長先生もおっしゃっていると。ただ、その報告書は素晴らしいけど、じゃあどうしたらこれが実現できるのかということが触れられてないという見解を示されております。どんなに素晴らしくても、一步を踏み出すことがなければ決して前進はしないと。私は、10年、20年先の壱岐市の医療を見たとき、どうしても今回壱岐市民病院改革を推進したいと力強く宣言されております。しかも、病院改革委員会の方針について私は尊重をいたします。つまり答申書に沿った病院改革を進めるということです。ただし、答申書を丸呑みすることはいたしませんという認識を示されております。

また、そうした中、私の今の心境は、壱岐が生んだ偉人松永安佐工門先生の言葉に例えるならば、今やらずにいつできる、わしがやらずにだれがやるという心境であると表明をされております。

ところで、市長、在任期間は平成24年3月までですよね、今任期は。改革は可能であります。やりますと言えますか。不退転の決意で答弁を求めます。

(2)に移ります。市長は、病院改革を行うには、先ほども申しましたが、医師の確保、これが最大のポイントであると、常日ごろから表明をされております。これまでも、九大、福大、久留米大学の医局と当時の議事録には5回と載っておりますが、それ以上訪問されたと考えております。

そうした中、やっとの思いで、2人の医師の招聘にこぎつけることができた。しかし、そのうち1人は幹旋会社の紹介であることを表明をされております。

市長、今現在の市民病院の常勤医療体制は13名ですよね。市長の気持ちとしては20人体制にする必要を強調されておりました。間違いありません。しかし、現実には、常勤医師が13名から、ややもすれば来年度は10名体制に後退するようになりますよね。言うは易し行うは難し、そのことを痛感されておると考えます。何か市長の人脈を駆使して有効なカードがおありですか。改革委員会の委員さん、もしくは壱岐医師会の医師団等に協力を要請され、何らかの方策をとられてはいかがでしょうか。

さらにお尋ねでございますが、現在、市民病院に席を置いてある医師の皆さん方に医師招聘の提供、協力体制は期待できないものでしょうか。同じ医師が同じ職場の環境を変えるために率先的に取り組む、それくらいの医師であってほしいと私は考えております。批判するだけが能じゃない、私はそのように考えております。よい医療の提供は、人材の確保から始まると考えております。市長の考えと同系であります。人材は、私はコストではない、そのように考えております。病院の最大の財産であると考えておるのであります。市長、私の発言に、「この」というような否定的な考えがあれば大いに反論をしていただきたい。結構でございます。

今、2項目にわたって市長に御提案、提言をいたしました。市長の明瞭なる答弁を求めます。よろしく。

議長(牧永 護君) 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長(白川 博一君) 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えいたします。まさに、歳月人を待たずでございます。私の残された任期も1年4カ月余りになったわけでございます。そしてまた、変化ということコラムで申し上げました。そのとおりでございます。今や政治情勢を見るにつけ、一体どういうふうに対応したらいいのかと、もう変化ばかりでございます。柔軟な考えを持って対処しなければやっていけないと、そういう時代であると思っている次第でございます。

私は、市長就任に当たりまして大きく3つの改革を掲げてまいりました。一つ目に市民病院改

革、2つ目に税金の無駄遣いの徹底した見直し、そして、3つ目に、ごみ、し尿処理計画の見直しでございます。これらにつきましては、さきに開催いたしました市政懇談会におきましても、市民皆様に御説明してまいりました。まず、税金の無駄遣いの徹底した見直しでは、無駄遣いストップの実施により、平成20年度で人件費の抑制を含めた削減効果といたしまして3億1,500万円、平成21年度で5億2,900万円の効果を上げております。また、総人件費1割圧縮につきましても、私の給与をはじめ、職員の協力をいただきまして、職員給与のカットなど、着実に成果を上げているところであります。

また、ごみ、し尿処理計画につきましても、当初80億円余りの計画でございましたが、現時点では約46億円にその工事費を抑制することができております。

そして、3つ目には、市民病院改革でございます。私は、多額の繰出金を支出しております市民病院、そして、かたばる病院を併せて見直しを図る必要があることから、市立病院改革として、平成21年8月に壱岐市立病院改革委員会を立ち上げ、あらゆる努力を行って、これまで取り組んでまいりました。具体的に申し上げますと、私自身が先頭に立ち精力的に取り組んできたところでございます。特に、医師確保につきまして、九州大学第二外科医局との関係修復は必須の課題として認識いたしまして、壱岐医師会の御助言、指導を受けながら、壱岐市の医療環境を繰り返し説明して御理解をいただけるように、大学医局に頻繁に出向きましてお願いをしてきたところでございますけれども、壱岐市に対する大学医局の見解は依然厳しく、残念ながら現在まで九州大学第二外科医局から壱岐市立病院の信頼回復をいただけるになっておりません。したがって、医師派遣までに至っていないというのが現状でございます。今後も引き続き、御理解をいただけるまで努力いたす所存でございます。

今後どのように改革を進めるのか、また、市長在任期間には改革は可能か否かとの見解をとの御質問でございます。病院改革を進めるためには、医師確保が最重要課題と考えております。今後は大学医局からの医師招聘とあわせ、あらゆる人脈や伝手を頼り、市独自の医師確保を図らなければならないと考えております。また、市民病院の経営体制のあり方及びかたばる病院のあり方について、病院改革委員会の答申を踏まえ、独立行政法人化に向けて九州大学に理事長候補者の推薦をお願いしてまいりましたけれども、現在まで推薦いただくに至っていないところでございます。

改革に向けての足踏み状態が長期間に及ぶことは好ましい状況ではございません。このような状況は今後も続くことになれば、改革に対する基本方針の見直しの必要性をも感じているところでございます。在任期間中に少なくとも改革に着手できるよう努力する所存でございます。

先ほど、一步を踏み出さなければということでございまして、私は一步も二歩も踏み出しておるつもりでございます。ただ結果がついてきてない、これはもう認めるところでございます。

病院経営は、安定した医師確保が最大のポイントでございまして、安定した医師確保を図るため今回医師の招聘ができる理事長候補をお願いして、関連大学から派遣してまいりましたけれども、それがなっておりません。

関連大学からの派遣による医師確保につきましては、昨年まで九州大学につきましては、医局からの派遣は続けていただけるといふ御返事をいただいております。ところが、今回精神科医局及び心療内科医局の医師派遣中止について通告をされたところでございます。それを受けまして、直ちに教授に直接お会いして再考をお願いいたしましたけれども、現段階では困難であるというお返事しかいただけないところでございます。

現在、精神科医師の確保につきまして、福岡大学、久留米大学、長崎大学はもとより病院企業団、長崎医療センター、民間医療機関、医師斡旋会社等に紹介をお願いしている状況でございます。

今後も、大学医局からの医師招聘と併せて、島外で勤務されておられる吉岐出身の医師、また各地の吉岐人会の皆様にも吉岐市の医療環境を説明し、あらゆる人脈を通じて市独自で医師確保を図らなければならないと考えております。

また、定例会におきまして、失礼しました。先ほど、音嶋議員がおっしゃいました批判だけではないということでございます。批判することが役目じゃないということでございます。本当にありがたいと思っております。一丸となって、私は医師招聘に御協力賜りたいと思っております。

また、医師はコストではなくて財産だと、同感でございます。私も、医師を多く持つことは、それこそ新病院の財産、吉岐市の財産だと思っております。特に人脈を通じて、私は今度改めて医師招聘に、今まで例えば内科がいれば内科医が必要だというときに、その内科医をどうしたら見つけようかというそういう方向で進んでおりましたけれども、今音嶋議員御指摘のようにそれではなかなかうまくいかん。

例えば、精神科の先生にこういうことで内科医の先生は御存じないですか、そういうふうなやっぱり尋ね方をして、医師の方の人脈を通じて目的とする専門医の先生を探すと。この方法をやらないかんと思っておりますし、実は医師の方々は大変お忙しい環境でございます。

吉岐出身の医師の方とぜひお話をしたい。吉岐出身の先生方に帰っていただけませんかというお話をしたい。そういうことで、この年末年始数人の吉岐出身の先生方とお会いをするようにいたしてるところでございます。いずれにしましても、医師をどうして確保するか、それに懸命に努力をいたす所存でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私には、市長が懸命にやろうとする熱意は伝わってくるわけですね。しかし、実際効果、効力を上げることとは別と思うわけですね。

例えば、市長は私にこうした言葉を投げられたことがあります。音嶋さん、どんなに一生懸命にやろうと思っても友だちがいない、ブレンがいないとだめなんですよと。そういう、やはり協力体制をまず構築することであろうと思います。

一家の企業において、社長がいて専務がいて常務がいるわけですね。社長がどんなに頑張っても、下部の組織、専務が一人で一生懸命にやっても、やっぱりそこに分割して協力体制をとるようなそうしたシステムをとらないと、私は組織は動かないと。

特に、医師の確保というのは、私も経験したことはございません。しかし、いろんな自治体病院の事例、そして本を読みますと、やはりそこに働く職場の環境、そして人的なものがものすごくよくなければ集まらなないと。私はかねではないと思う。やはり、その職場の雰囲気であろうというふうに思います。

ある人から購読を勧められまして、日本に残したい会社という本がございました。その中で、千葉県の亀田総合病院というところがございます。もう一度入院してみたい病院ということであります。それはすばらしいですね。ノーと言わないんですね。患者さんの立場に立って、クレームをすべて自分の身に受けとめて、自分だったらどうするんだ、そうした経営を理念とする病院です。市民病院もこんなふうになればなあと思いながら読んだ次第であります。なかなかハードルは厳しいと思いますわね。

しかし、市長が申されますように、改革委員会の答申を尊重すると。その尊重するという市民病院改革の目的というのは、きちっとできているわけですね。市及び、例えば例ですね、市及び病院が一体となり、市民の方に安全安心の地域医療を提供すると。

そして、医師や看護師など医療従事者の雇用を守ること、壱岐医療圏内外の医療施設との連携強化を確立すること。そしてまた、病院の経営形態においては平成21年度中に定款評価委員会設置条例など、議会の承認を得て平成22年4月から地方独立行政法人化に向け準備作業を進める、これは到底無理ということは市長も見解で示されております。

しかし、方針としてはこうしたものが出来ておるわけです。これに向けてどういうふうに進むかということでありまして。進むということは、議論をすべき、その後どういう形で議論が進められておるのかなというふうにも思います。

私は、公設公営企業会計というものを原則を知る意味で、公営とはどういうことかなあと広辞苑を引いてみました。公共団体が直接経営することとおおそれが公営か。企業とは、だったらどうなのかと。営利を目的として持続的に生産、販売、サービスなどの経営活動を営む組織体とあります。

ですから、公営企業会計においては公的な機関で運営し、金を使い企業活動を行うことということでありまして。ですから、今現在仮に、仮にですよ、経営体質を問うならば、例年1億5,000万

円相当の赤字を計上してあるわけです。それが果たしていいことかどうかということは、私は一つは市民に問うべきであろうと思うんですね。

極端な言い方、悪いですよ、阿久根市の竹原市長あれくらいに、いい悪いは別としてですよ、市民に問う。どうしますか今から。壱岐市民病院の今後をどういう形態でやりますか。住民投票をする、今のまま、公設公営の一部適用で進むのか、それとも地方独立行政法人化を目指すのか、ひとつ市民の皆さんに問うことも経営上は一つの考え方ではないかと思えます。

まずその前に、病院をいかに存続させるのかということに視点を置くべきであろうとは思いますが。市長、再度答弁を願います。と申しますのは、やる気はわかりますが、まず医師の招聘のために、壱岐の医師会の皆さん方の協力を要請するとか、今席を置いてある医師団に、だれか市民病院を救ってくれる、だれか患者をサポートしてくれる医師はいないかと、そうしたまず医師確保の取り組みを進めていただきたいなと思えますが、まず経営形態は問いません。あとはもう市長の腹ですから。医師確保に対する市民の不安を払拭する、こういうふうにしてみたいということがあれば見解を賜りたいと思えます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど、千葉県の片田舎にある亀田総合病院、お話がありました。すばらしい病院でございます。医師が、その病院にこらしてくれと言うても、いや今医師はいっぱいでこれませんという断るぐらいの病院でございます。そのことを聞いただけでも、どんなにすばらしい病院かということがわかつております。

そういう病院を目指すということが、究極の考え方であることは間違いのないわけでございます。今、医師確保に向けての、正直申し上げて特効薬と申しますか切り札と申しますか、それございません。

しかし、そのことを市民の皆さんは非常に御心配なさってる、そのことも事実であります。そしてまた、首長といたしまして、幾ら頑張っても結果が出てこなければ何もならんと。これは、私はいつも言っておるわけです。100メートル一生懸命走っても、一番一生懸命走るのは、びりの人が一生懸命走るわけでありまして、トップの人は簡単にこう走るわけです。

しかし、評価されるのはトップの人しか評価されんわけですね。私は、政治というのはそのようなもんだと思ってるんです。とにかく、結果を出さなければ、途中幾ら努力したって何もならないんだという気持ちであります。

しかし、今のところ市民の皆さん方に医師は来ますよという切り札を持ちません。しかし、市民の皆さんが安心する、今私が申し上げたことと相反するわけでございますけれども、市民の皆さんがそういう御心配にならないように医師確保に全力を尽くすと、そのことを申させていた

きます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 改めて申し上げます。市長、このリーフレットを見てください。これを忘れないでいただきたい、この気持ちを市民の皆さんは期待をしておるわけです。どんなにきれいな言葉であろうと、やっていただきたいんです。

私は、市民の今置かれてる立場というのは、ここで申し上げるのは失礼かと思いますが、阿久根市のリコールの結果、もっと開こうと思ったけど結果的には300票ぐらいになったと。いかに市民の皆さんと行政とのギャップがあるのかということ指摘をいたして、次の質問に移ります。

質問の冒頭ですが、ジェネリック薬品というのがジュネリック薬品となっておりますことに、通告者としておわびを申し上げます。

ところで、ジェネリック薬品とは何なのかと、聞いたことがないなと、耳なれない言葉だなお思いでしょうが、医薬品業界では日進月歩の新薬開発競争が激化をいたしております。そうして、開発された新薬を先発医薬品と言っております。こうした新薬の開発には、聞くところによりますと20年から30年の歳月と200億円から300億円の莫大な費用を要するそうであります。

そこで、お薬もほかの発明品同様に、特許申請がされ受理されれば、20年25年の特許が保証されるようになっております。その特許期間が切れると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果の薬をつくるのが可能になります。こうして製造された医薬品をジェネリック医薬品というそうであります。日本語に訳しますと、後発医薬品というそうであります。

ジェネリック医薬品は、既に使われておる、有効性、安全性も確かめられた成分ですので、承認までの手続は短期間で可能であり、開発や研究費、時間等コストが少ないため、薬価いわゆる薬の価格です。これは国のほうで決定をいたしますが、先発医薬品より安い価格を設定できるそうであります。

私も、2年ほど前から関心を寄せておりましたので、去る11月20日10時半から、壱岐保健所において当医薬品の講習会が行われることを壱岐市の防災無線で知りました。たしか2日間にわたり、丁寧な放送があつておつたと記憶をいたしております。

当講習会に、私も興味津々として参加をさせていただきました。当講習会の参加者は、県本庁の福祉保健薬務行政室長、そして担当職員、そしてジェネリック医薬品協会長崎県支部の役員の方、そして壱岐保健所の職員の方と思われる二人が主催者、受講生は何と私を含めて、私のいとこで薬剤師をしております二人でございました。私は、正直唖然といたしました。

吉野市役所の担当部局の職員すら姿がない、当日は土曜日であり、市役所は休日ですね。率先する職員みずから、豊富な知識を習得して議論を経て普及に努めていこうという気持ちがないのかなあと思った次第であります。情けないなと思いました正直。

主催者の皆さんに問いかけてみました。寂しいですよええ、申しあげました。すると、皆さんが参加しやすいようにとのことで土曜日に設定をしたのですがねというお答えが返ってまいりました。

そうした中、説明を聞いておりますと、国、県においては、ジェネリック医薬品のシェアを2012年までに30%に引き上げたいという指針を示されておるということを知りました。

末端組織である市町村に周知徹底がなされない中で、目標値を設定しても到底達成不可能ではないでしょうかね。そう申しあげましたら、いかんともしがたい表情で私のほうを向かれました。実現への日々というのは、日々の積み重ねがなくてできっこありませんよ。いわば、きれいな言葉、きれいな文句を並べただけで、それが美辞麗句に過ぎませんよね。

私は、今後保険医療費の増大、少子高齢化社会が怒涛のごとく差し迫っている中で、被保険者に医療費縮減を願う有効な手だてをなし得ると考えております。もっと、啓蒙啓発を積極的に推進をする、そうした保険者の住民の皆さんを土俵に上げる、そういう土俵づくりをすべきと考えておりますが市長の見解をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ジェネリック医薬品普及に関する市の取り組みについての御質問でございます。

私仕事でございますけれども、私も慢性疾患を2つもっておりまして、ジェネリック医薬品を使っておるところでございます。ジェネリック医薬品とは、低価格なのに安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品のことでございます。

国において、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資することから、普及促進に向けた方策が打ち出されているところでございます。長崎県におきましては、関係団体からなるジェネリック医薬品使用促進協議会が設置され、実態調査、アンケート調査の実施、研修会等が開催されるなどの対策が講じられております。

吉野市におきましては、国民健康保険加入者におけるジェネリック医薬品の取り組みについて、毎年5月の保険証更新時にパンフレット及びジェネリック医薬品希望カードを同封しております。これでございます。

これには、ジェネリック医薬品希望カードはどう使うの、そういうふうにしておりますので、まず国保の方は毎年5月にこれをもらっていらっしゃる。そして、そこにいろいろジェネリック

医薬品を活用してみましようという呼びかけもされております。

ですから、まずこのことを申し上げておきたいと思えますし、その中にジェネリック医薬品はいかんよという方もいらっしゃる。それは、医師が不可という印鑑を押すということになっておるわけでございます。そこで、希望者カードを提出して相談してみましようということも書いておるところでございます。

それから市報、これは市報の4月号でございますけれども、5ページにジェネリック医薬品カードのことに言及をさせていただいております。そういったことで、市は足りないと言われればそれまででございますけれども、それなりの広報をしているというところでございます。今後は医師会に御相談をいたしまして、ジェネリック医薬品を使用した場合と現在のいわゆる新しい薬品を使った場合の差額などですね、それを御本人にお知らせするような状況が、体制が整えられたなと思っております。

本市の国民健康保険財政は、昨今の経済状況等の影響によりまして所得の減少等によりまして税収も伸び悩み、基金の取り崩しを行っておりまして、本年はやむなく税率のアップもお願いし運営している状況でございます。

今後、増加する医療費の適正化を図るためにも、ジェネリック医薬品の普及について医師会、薬剤師会など、関係機関と協議を行っていくとともに、市民に対しましても引き続きジェネリック医薬品の周知、啓発を図ってまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 言われたとおりですが、啓蒙啓発が私は現段階では不十分ではないのかと。ですから、今後取り組みを積極的にしていただきたい。そうしますという返事がいただければ、すぐよかったわけですね。

仮に例を申し上げますからね、例えば高血圧の薬を1日1回1錠、例えば先発医薬品で83円70銭、ジェネリックの場合は23円40銭ですよ。1日当たり60円30銭浮くわけですね。そして、仮にこれが1年間ずっと、慢性病ですから1年間続けた場合は、3割負担の場合で8,370円、ジェネリックを使った場合では2,190円、6,570円自己負担にしても軽減されるわけです。

さらに、今度は健康保険、いわゆる7割出しますね、7割出すわけですから、そうした場合は仮に、もう時間がございませんので、1年間あれすれば1万3,540円浮きます。

ですから、こうした事例も踏まえて財源には限りがあります。入るをはかりて出るを制すといえます。入ってくるとを考えると、出ていくとはもう限りがあるわけですから、入ってくる金がないわけですから、いつまでも国債市債だけを限りなく出しますか、増発しますか。それではで

きないから、こうしたことも皆さん方に啓蒙していただきたいというのが私自身の気持ちであるし、そうすることが今後のあり方ではないかなと。

それは当然、先発医薬品を保険料、いわゆる被保険者は権利があります。何を使っても権利があります。しかし、それだけでいいのかと。自分でできることはやはり自分も協力していくと、そうした体制づくりが必要ではないかと思えます。

私も、ここにジェネリック医薬品希望カードというのがあるわけですね。初めて見ました。私が認識不足と思えます。ここに、皆さん方これ知ってあった方手を挙げてください。

皆さん、アンケート結果にも載っております。皆さん御存じでない方もいらっしゃるわけで、ここはわざとあえて手を挙げないと。厚生委員会の方は皆さん知ってあるはずですが、あえて手を挙げないという方もいらっしゃいます。そうしたことをもっと啓発していきましょう。市長どうでしょうか、啓発していきましょう。まあうんうんと言ってありますから、多分していただけるものと確信をいたしたいと思えます。

最後に、市長に覚悟を持っていただきたいということで、エールを送りたいと考えております。それは、幕末の偉人であり西郷隆盛の遺訓30条にこうしたくだけりがございます。ちょっと読んでみます。命も要らず、名も要らず、官位も金も要らぬ人は始末に困るものなり。この始末に困る人ならでは、甘苦をともにして国家の大業は成し得られぬなりというくだけりがございます。

命も要らん、名も要らん、地位、名誉も要らない、金も要らんというような人は処理に困るものであると。このような手に負えない大人物でなければ、困難と一緒に分かち合い、国家の大きな仕事を大成することはできないというふうによ約できるのかなと思っております。

今、世相は艱難辛苦の思想であろうと思えます。市長のマニフェストの、1面の穏やかな顔、そして3面の闘志みなぎる姿で改革断行の揺るぎない推進を願って私は一般質問を終わりたいと考えております。何かコメントがございましたら、市長よろしく願いをいたしたいと思えます。  
議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 音嶋議員には、いつもすばらしい言葉をいただきましてありがとうございます。勝海舟に対する言葉だったのかなと思っておりますけれども、本当に（発言する者あり）のことを言うた言葉だと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもそのマニフェストの冊子、そのときの顔と今と目つきも顔つきも変わったというような批判も受けておりますけれども、そのマニフェストに掲げたことについては、今日まで揺るぎない信念を持っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問終わります。

.....  
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再会を11時30分とします。

午前11時18分休憩

.....  
午前11時30分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、中村出征雄議員の登壇をお願いします。

〔中村出征雄議員 一般質問席 登壇〕

議員（11番 中村出征雄君） 通告に従い、大きくは2点、7項目について市長にお尋ねをいたします。

では、早速本題に入らせていただきます。質問の1点目、壱岐市内のし尿くみ取り業者の許可状況及び新規許可についてであります。質問の2点目と関係がありますので、あえてお尋ねをいたします。

（1）壱岐市内のし尿くみ取り業者の許可状況について。旧町別の許可業者の数と収集区域の指定等はどのようになっているのかであります。

ちなみに、石田町では、石田町内の1業者と郷ノ浦町内の1業者、2業者に、地域を指定して許可されていると私は理解をしておりますがどうなのか。そして、他町の許可状況はどのようになっているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、（2）浄化槽清掃業者の許可について。同様に、許可状況等はどのようになっているのかについてであります。多分、し尿くみ取り業者の方は、すべての業者の方が浄化槽清掃業の資格を持っておられると思います。

浄化槽清掃業許可業者の数は、し尿くみ取り業者の許可数と同じだと思いますがどうなのか。また、地域指定はあるのか。それとも、浄化槽設置者が業者を選定できるのかどうかについてもお尋ねをいたします。

次に（3）、これから新規にし尿くみ取り業あるいは浄化槽清掃業の許可申請があった場合、新規の許可は可能かどうかについてもお尋ねをいたします。

以上、3点について市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 中村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 11番、中村出征雄議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の市内業者の許可状況でございますけれども、郷ノ浦町内2業者、勝本町内2業者、芦辺町内2業者、そして石田町内には1業者でございますけれども、議員御指摘のように収集能力の関係から、石田町につきましては郷ノ浦町内の1業者が一部の区域を兼務しております、市内の総許可業者数といたしましては7業者でございます。

次に、収集区域の指定につきましては、郷ノ浦町と石田町の2町につきましては、合併前の旧町時代から区域の指定がございます。現在も、旧町時代の指定区域に基づいて収集業務がなされております。なお、勝本町と芦辺町の2町につきましては、旧町時代からそれぞれ町内全域を許可区域といたしておるところでございます。

次に、浄化槽の清掃についての許可は地域指定があるのかというお尋ねでございますが、浄化槽の清掃につきましては、先ほど申しましたし尿収集運搬許可と同様でございます、旧町時代からの許可区域に従って今日に至っておるところでございます。

次に、新しい、いわゆる新規参入が可能かということでございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条におきまして、市町村は毎年一般廃棄物処理計画を定めなければならないこととされております。計画を策定しておりますけれども、その計画の中では処理は許可業者により行うものとされております。

さらに、新規許可につきましては、次の3つの要件がございます。まず第1番目に、現在の許可業者で収集運搬が困難であるとき、2番目に、処理計画に適合するものであること、3点目に、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確かつ継続して行うに足るものとして、環境省令で定める基準に適合するものなどでなければ許可してはならないこととされております。

したがって、将来的人口予測に伴う発生量の予測と、下水道、浄化槽の整備による処理量の減少等の見込も考えますと、現在の7業者で十分に対応できているものと考えておりまして、新規許可は困難ではないかと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） わかりました。通告はしておりませんでしたが、し尿くみ取り業の浄化槽清掃業の許可年限、複数年の許可か、それとも毎年毎年の単年度許可かについてもお尋ねをいたします。

また、し尿くみ取り料金は許可条件の中に明記されているのかについてもあわせてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 許可の収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可のいずれにつきましても、2年毎の更新となっております。それから料金の問題でございますが、市では料金について決めておるわけではございません。ただし、業者から料金改定の要望等がなされた場合に、準公共料金でもございますので、市民負担軽減のために市が意見を述べさせていただいておるところでございます。

参考でございますけれども、直近の改定状況を申し上げますと、平成20年2月21日に壱岐市環境衛生協同組合より料金改定の要望書が提出されまして、20年7月1日より市民への周知期間を経て料金の改定をいたしております。

理由といたしましては、燃料費の高騰、その前の改定が平成10年4月1日ございましたから、10年間の据置であったということでございます。以前は230円、これは36リットル230円、10円値上がりになりまして36リットル当たり240円というのが現行でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） し尿くみ取り料金については、多分旧町の時代は町の条例で定めていたのではないかと思います。そしてまた、合併浄化槽の清掃料については県の環境衛生協同組合ですかね、多分2つの業者があるのではないかと思います。浄化槽の清掃料についてはその団体が決められていたと思います。

それからもう1つは、平成24年の4月に新しいし尿処理場が稼動となります。そうすると、勝本、芦辺、石田地区のし尿については、先ほども20年の7月から改定をされたということですが、当然業者の方の運搬距離が遠くなり、くみ取り料金の値上げの話がまた出てくるのではなからうかと考えますが、その点についても市長のお考えを再度お尋ねしたいと思います。

それから、先ほどから、それぞれ町によって清掃業者あるいはし尿くみ取り業者を選定できるかどうかとありますが、若干こう設置浄化槽の場合、し尿浄化槽の設置業者を選定できるようにしてもいいんじゃないかという考えも私は持っておりますが、その点についても再度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今度1カ所に集約されるということで、初山地区になるわけでございますけれども、運搬距離が長くなるんじゃないかっていうことでございます。

それにつきましては、いろんな理由があって業者の方から料金改定の要望がなされた場合には、

先ほど申し上げますように意見を述べさせていただくということでございまして、市から見直しの協議を持ちかけるということはないと思っております。

それから、先ほども準公共料金でもございますからそういう対応をしておりますと申し上げました。以前は条例があったやに聞いておりますけど、現在では条例はございません。

それから、3点目の合併浄化槽を設置した業者が（発言する者あり）その辺については具体的な例になりますので、言及を避けさせていただきたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 1点目については十分理解をいたしました。

次に、質問の2点目、新しいし尿処理場の完成後の勝本、そして石田の自給肥料供給センターの運営についてお尋ねをいたします。

この点については、平成18年9月定例議会で前長田市長、そして平成21年、昨年3月定例議会で白川市長に同じ質問をいたしました。今回が私は同じ質問で3回目となります。来年度末には、新しいし尿処理場が初山に完成をいたしますので、この辺の2つの自給肥料供給センターについては、ある程度明確な答弁をいただきたくお尋ねをいたします。

平成17年の1月に壱岐市廃棄物処理施設整備検討委員会が設置をされ、壱岐市の将来の廃棄物行政の基本方針については、同年4月15日に答申がなされました。基本方針によりますと、国、県の指針に基づき、し尿処理施設については、現在の各町ごとの処理施設を1カ所に統合して、水処理方式で1日当たり処理能力96キロリットル、24時間運転とする。勝本町の自給肥料供給センターについては、家畜専用に転用する。芦辺、石田の自給肥料供給センターについては、耐用年数も来ているので廃止するとの方針でありました。旧石田町では、今から20年ぐらい前に、その当時、町の基幹作物でもある畜産経営に環境汚染と公害防止対策が緊急の課題であり、また、長年の懸案事項でもありましたし尿処理を畜尿と同時に処理する施設として、平成元年度広域畜産環境対策事業により、し尿処理施設としては、全国で初めての農林省の国の補助事業として採択がされ、整備をされました。

当時、壱岐での農業も、土壌管理の粗放化や化学肥料への過度の依存が起因して、地力は年々低下しておりました。本施設から生産される液肥は家畜とし尿の混合することにより、肥料の三要素である、すなわち窒素、リン酸、カリの肥料成分が安定をしており、これを耕地に還元し、資源の有効活用により、これまで地力の増進と有機農業そして、農家経営に大きく貢献をしてきたところであります。

そうした観点から、次の4項目について市長にお尋ねをいたします。（1）勝本、石田の自給肥料供給センターの処理能力及び現在一日当たりのし尿、畜尿それぞれどのようになっているの

か、まずお尋ねをいたします。

次に、(2)勝本の自給肥料供給センターの運営についてであります。現在は、し尿と畜尿を処理してありますが、昨年の3月定例議会の市長の答弁では、将来は壱岐市全体の畜尿のみを処理する計画であるとの答弁でありましたが、畜尿のみで稼働するだけの畜尿が集まるのか、どの程度の量を見込んでおられるのかお尋ねをいたします。

また、先ほども申し上げましたとおり、肥料成分を考えたときに果たして畜尿だけでいいのか。新しいし尿処理場完成後、どのように運営されようとしているのかお尋ねをいたします。

次に、(3)石田町の自給肥料供給センターの運営についても、昨年の定例議会で私は質問いたしました。そのときの市長の答弁では、今後稼働の方向で進める。畜尿とし尿を混合するかどうかについては、今後検討するとのことでありましたが、新しいし尿処理場完成後は、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

また、石田地区の農家の方の要望は、ぜひとも先ほどから述べたとおり、今の処理方式で、し尿と畜尿の合併処理を望んでおられ、私もそうすべきだと思えますが、市長はどのようにお考えかあわせてお尋ねをいたします。

次に、(4)今回過疎地域自立促進計画が提出されましたが、その自立促進計画との整合性についてお尋ねをします。過疎法の延長で今回の定例議会に自立促進計画が提案されました。その計画書の中身を見ますと、石田町の自給肥料供給センターについては、解体して緑化するとなっております。それについて、その整合性についてどういうことかお尋ねをいたします。

以上、4点について市長の答弁を求めます。

議長(牧永 護君) 白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長(白川 博一君) 中村議員のし尿処理施設完成後のいろんな質問でございますけれども、まず最初に処理能力についてのお尋ねでございます。現在の処理能力についてのお尋ねでございますけれども、勝本町の自給肥料供給センターの処理能力は、1年間で8,000トンでございます。現在の一日当たりの処理量は、し尿が20トン、畜尿1トンでございます。石田町の自給肥料供給センターの処理能力は、年4,380トンで、現在の一日当たりの処理量は、し尿11トン、畜尿3トンでございます。

次に、完成後どのように運営しようとしているのかという御質問でございますけれども、勝本町自給肥料供給センターは、年8,000トンの処理能力でありますけれども、計画では、壱岐市汚泥再生処理センター完成後の平成24年4月以降の勝本町自給肥料供給センターにつきましては、市内全域の畜尿のみを処理する計画でありました。現在、市内全域から畜尿がどれだけの量を集めることはできるのか等について、さらに検討しているところでございます。施設の運営

についても、23年度中に方針を決定したいと考えているところでございます。

また、畜尿だけ原料として液肥の成分であります、特に問題はないと考えておるところでございます。

先ほど申しますように、畜尿が現在では石田が1日3トン、勝本が1トンというようなことでございまして、とてもこれだけでは及ばないわけでございますけれども、他の量等についても調査をしなければいけないということでこのようなお答えをせざるを得ないというところでございます。

次に、石田の農家については、現在の方法を続けてほしいという御要望でございます。昨年3月の定例市議会一般質問では、中村議員の御質問に対しまして、石田町の自給肥料供給センターにつきましては、畜尿専用にするか、糞尿と混合するかということについては、今後検討させていただきたいと申し上げました。その後、今年3月の定例市議会での議員の一般質問の答弁の中では、勝本町自給肥料供給センターの処理能力は年8,000トンで、現在の畜尿の自給肥料での処理状況は、勝本、石田施設のみで、その処理量も減少している。処理量減少の要因としては、養豚農家の減少、近年の新築牛舎は、尿だめを必要としないつくりになっていることが考えられます。現在、郷ノ浦町内と芦辺町内の畜尿の収集は行われておりませんが、石田町の施設の存続は今後どれだけの畜尿を集めることができるかにかかっております。畜産農家の畜尿の現状を見ますときに、なかなか集まらないのではと懸念していることを御説明し、既存の施設利用等については、平成22年度中に調査研究すると申し上げたところでございます。

既存の施設利用につきましては、現在も調査研究を重ねているところでございます。新し尿処理施設完成後の石田町自給肥料供給センターでの畜尿とし尿の混合処理についてでございますけれども、沓崎市循環型社会推進地域計画によりまして、沓崎市のし尿処理は、いわゆる初山の施設に集約し、処理することで国の承認をいただいております、沓崎市汚泥再生処理センターの処理能力は一日当たりおっしゃるように96トンとなっております。市内全域のし尿、下水道汚泥、浄化槽汚泥を処理することとされておりますので、自給肥料供給センターで、し尿と畜尿あわせて処理することになりますと、沓崎市汚泥再生処理センターの処理能力にも影響してくることになりますので、現在の計画どおり、沓崎市汚泥再生処理センターで処理をしなければならないということを申し上げます。

議員がおっしゃるような明確な答えになってないということは十分承知の上でお答えをしておるところでございます。

ところで、石田町の整備計画では、現在の計画では緑地化することになっておって、整合性がないじゃないかと。片や存続したい、片や解体するというところで整合性がないじゃないかという御指摘でございますけれども、これにつきましては、過疎地域自立促進計画の中で、この

計画をすべて実行するというのではなくて、毎度そうするときには、その補助に該当するよう  
にということで上げさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 先ほどから述べたとおり、現在の石田町の自給肥料供給セン  
ター方式は、し尿、畜尿を一緒に処理して、環境を全く汚染することなく、自然環境にやさしく、  
公害も出ず、そしてまた、有機農業に大きく貢献をして、この方法は本当に私は一石三鳥と思っ  
ております。耐用年数が来たので廃止するというのは、余りにも私は公費の無駄遣いで、民間で  
あれば、耐用年数が来てからいかにその施設を長く使用するかが最も私は有効な利用方法で、そ  
れが、会社の利益につながっていると思います。そしてまた、耐用年数といっても、石田町の自  
給肥料供給センターの場合は、し尿、畜尿を投入して調整する調整槽、液肥を成熟させる成熟槽  
の設置場所は非常に地盤もかたく、岩盤で、鉄筋コンクリートで永久的とは申しませんが、かな  
りの期間は私は大丈夫であると。機械器具等、特にポンプ等を定期的に更新すれば、これからも  
十分活用可能であると考えております。

それから、壱岐市で発生したし尿は先ほど市長の答弁では、初山のほうですべて処理するとい  
うようなお話でありました。私は、国の縦割り行政の弊害の一つであると思います。私は、導入  
については、柔軟にやはり対応すべきと思います。石田町の自給肥料供給センターはし尿処理場  
ではなくて、自給肥料を生産する施設であり、資源を有効活用して自給肥料供給センターにし尿  
を投入するというのは、私は何ら問題なく、これから国のほうとも十分私は協議させていただいて、  
地元の方がぜひともし尿と畜尿と合併して処理してくれという強い要望でありますので、畜尿だ  
けであれば、先ほど石田の場合は1日3トンということですから、もう継続する価値はないと思  
います。そして、また、勝本町自給肥料供給センターに1カ所となりますと、現在石田の自給肥  
料供給センターには3名の従業員がおられて、1人が畜尿の収集、2人で液肥の散布をして、  
1日平均たしか私が聞いた記憶では、散布は8件から10件と聞いております。これは、もし勝  
本、1カ所となりますと、勝本町の施設より、それぞれ壱岐全体の畜尿を収集するのに遠くなり、  
そしてまた、散布するのにもかなりの時間を要します。むしろ維持管理費は燃料費、焼却費、そ  
の他人件費を加えると、恐らく石田の場合を比較すれば、私は3倍以上の維持管理費がかかると  
思います。そうしたことで、農業経営が厳しい中、石田町自給肥料供給センターには、ぜひとも、  
郷ノ浦にし尿処理場ができたからというて全部持っていくのじゃなくて、私は国と県とも十分協  
議、今からでもされて、ぜひ現行方式でまだ十分対応できると思いますので、今後、国、県に働  
きかけて、現行方式を継続されることを特に市長に申し上げて、ちょうど12時になりましたの  
で、この辺で私の質問を終わりますが、最後の市長の考え方、国、県にそういったことを相談す

る気持ちがあるのかないのか、その点について再度答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 平成17年に現計画を立てられる、17年から計画のあった、その今の建築中の施設が壱岐のすべてのし尿を持っていくよということで希望の決定をなさっている。そして、環境省の許可もいただいている、それが完成する前に、いや、壱岐のし尿は例えば半分しかもっちゃいかんよと。それは、やっぱり過大投資になるでしょうし、中村議員がおっしゃる、液肥が必要なんだということはわかります。わかりますけれども、計画はこういうふうにするよ。できる前に、いや、変更しますよと。私はその話は、国が幾ら縦割り、横割り、縦割りといいますが、少なくとも最初は計画どおりにそれを実行しなければ、国から壱岐市は何しよるか、それこそ信頼関係がなくなるんじゃないかならうかと思えます。ただ、中村議員がおっしゃるその方法、方策について、いや、だめだよと、私が言い切るわけではございません。いかに液肥をふやしていくかということについては、今からお互いに御相談していきたいと思ってます。ただ、今この時点で、し尿を石田に持っていきますということは、私の口からは申し上げられないということは、行政は継続でございます。一度決めたことは、だれが市長になっても、それ貫かにかんことありますから、御理解いただきたいと思ってます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 市長の気持ちは十分わかります。当然、廃棄物処理計画で基本方針が出て、しかしながら、そうすると、恐らく石田町の自給肥料供給センターはもう廃止せざるを得んと思えます。当然勝本町一本でなる。本当に私はし尿をどうしてもできないというのがちょっと理解に苦しむわけですが、少なくとも今後、十分再度検討してもらうことを、昨年私が3月に市長に一般質問したときには、し尿と畜尿を一緒に処理するかどうかについては、今後検討するということを言われて、ちょうどそれから1年過ぎたら、もう方針どおりだからできないというのには、若干私は理解するのに苦しんでおりますが、ぜひとも私は石田町のこれまでの方式を存続できるように最大限の努力をされることを要望して、私の質問を終わります。

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって中村出征雄議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時とします。

午後0時04分休憩

午後 1 時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、18番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

議員（18番 市山 繁君） 午前中お疲れさんでした。午後は私が1番ですから、よろしくをお願いします。

18番、市山繁は、市長に対しまして一般質問を行います。

質問事項は3点ですが、小さく項目で要旨として上げておりますので、順次質問をいたします。

先ほど午前中に同僚議員から市民病院については質問がございました。そしてまた、あとも何名かの方々が市民病院について質問がございまして。市長もその中で一生懸命努力しているんだが非常に困難であるというような御答弁もございましたが、まず、私はその1項で申し上げたいと思いますが、以下関連がございまして、これから先に上げたいと思いますが、通告の要旨は非常に長いようではございますけれども、市長とお話をしておられるような気分で書いておりますので、よろしくお願いたします。

1項目は、市は任命しておる齋藤顧問様と九大病院に壱岐市民のだれかはわかりませんが、投書があったことを9月議会の同僚議員の質問の中で知ったわけでございますが、内容についてはわかりませんが、市長の非常に憤慨されておった様子から見て、壱岐市の資質が問われるような、また、壱岐の信頼を損なうような内容と推測されておりますが、これに対してその後、齋藤顧問さんや九大病院とお会いになったと思っておりますけれども、その対談される中で、表情とか対応に変化はなかったかどうかお尋ねをいたしたいと思っております。

また、齋藤顧問には、大変多忙の中に来島も厳しいので、必要なときには田川市民病院のほうに出向いているということでございましたが、向こうに行かれてもゆっくり対談ができていたかどうか、そしてまた、報告の中で市民病院の経営状況は、当然のことでございますけれども、壱岐市民病院の今後の方針計画等についても資料をもって検討されておられるのかどうか。そして、いられるなら、どのような計画案を持って行かれておられるのか、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、2項目は、精神病院関係でございますけれども、これについても、また同僚議員が質問されると思いますが、私なりに質問いたしたいと思っております。

壱岐市の医師の確保も厳しく医師の招聘と医師の存続も危ぶまれるときに、重大なことが起こっております。九州大学病院より派遣といいますが、招聘の精神科の指定医師が九大病院でも不足している。そしてまた、内科も不足しているということで、来年4月以降の派遣は困難との通達がっております。これは、市民病院にとっては大変なことではございますが、そしてまた、市民

病院としての医療の役割が果たせなくなるというようなことになります。指定医師が継続できなければ当然あと1人の医師も引き上げとなるとだろうと思っておりますが、精神科医は、そうすると無医師になるわけでございます。精神科の入院患者が現在38名ぐらいいらっしゃるわけですが、入院されておられますが、外来患者さんも35名ぐらいいられるようでございます。精神科医が無医師になると入院患者は結局難民となるわけですが、壱岐島民で受けられる病院は、たしか1つの病院ぐらいしかないと私も思っておりますが、确实ではございませんけれども、医師の引き上げに伴って九大病院がこれを受け入れていただけるのか、そして、たとえ受け入れたとしても、島外となると、家族も非常に大変であると思っております。そして、外来患者さんも診察もできなくなる。新年度はもうすぐ目の前ですが、市長も医師確保に一生懸命努力はされておりますけれども、これは非常に急務でございます。そしてまた、指定医師の招聘ができない場合の患者の対策はどのようにされておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、病院改革についてでございますが、病院改革については、市長も、市行政の諸問題の山積する中で、市長として、そして、市長自身のマニフェストの実現を目指して努力されておりますけれども、これは、実現できて当たり前です。そして、できなければ批判を受ける、これはもう市長の宿命であります。前も申しましたが、マニフェストの実現には、相手と状況の変化がついてくるのです。実現できないからといって、すべてが私は市長の責任だとばかりは思っておりません。病院改革も同じですが、市長もマニフェストでは、医師確保に当時自信を持ってやってこられました。今としては、そうしたことは、私はもう問題にしておらんわけです。一生懸命やっておられます。しかし、そのマニフェストが実現できないからといって、そうした問題ばかりを取り上げていってはいけないと私は思っておりますが、この厳しい時代は行政、そして、市長、議会、市民、そしてまた、いろんな関係者が英知を結集して協力されて初めて実現するものでありますから、私もこれには一生懸命取り組んでいかなければと思っております。

改革はだれかが思い切って提案せにやできないわけでございますので、私も次のことを申し上げたいと思っております。

そこで、病院改革は今日まで全適、そして、独法と検討されておりますが、医師体制も不十分なときに申しましたように、管理者や理事長の選任も非常に厳しく、このような状態では市民病院としての医療の責務が危惧されます。全適では、病院の職員の意識改革もなかなか難しく、現在では難しいようでございますし、独法となると、職員が自分の身分の保護のために、非常に組合の対立がございます。独法では、その作業も非常に簡単ではなくて、時間と予算も必要となってくるわけでございます。現在、長崎県知事も離島医療には非常に力を入れております。各離島も指導を受けながら改革に進んでおるようでございます。この際、私は、以前のことは別といたしまして、元の離島医療圏組合、現在の地域再生病院企業団に加入されて、そして、九州大学や

他の大学の協力をいただきながら、県の指導のもとに協力をいただきながら、病院事業の確立のために私は確立を図るべきと思っておりますが、その点、お尋ねをいたしたいと思っております。

以上、一応そこまでです。

議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 18番、市山繁議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。市民病院についての現状と改革案等々の御質問でございます。9月議会で申し上げましたように、九州大学病院長、そして、第二外科教授及び齋藤先生に吉岐の市民の方ではなかるうかと思われる方から怪文書が送られておりました。大変残念に思ったわけでございますけれども、その直後3人の先生方には謝罪と釈明をいたしまして、これまで構築してまいりました良好な関係が悪化しないようお願いをしてきたところでございます。

さらには、10月に九州大学第二外科を訪問した折に、またしても、私が9月議会において発言した内容の一部を取り消した報道、その新聞が第二外科の先生の手元に届いておりました。私は、どうしてこのようなことをなさるのか非常に残念で仕方がない思いでございます。

ところで、齋藤先生につきましては、現在、田川市立病院事業管理者として御勤務をされておりますけれども、顧問受諾の条件といたしまして、独立行政法人化などの医療経営に関しては可能な範囲で相談に応じるけれども、医師の招聘については、それは難しいということが条件でございました。齋藤先生の御公務など考慮いたしますと、顧問受諾の条件も当然のことと判断いたしまして、可能な範囲で市民病院の経営に関して御相談させていただくという内容で御就任していただいたところでございます。

以前申し上げましたけれども、報酬はなしということで、旅費のみということで、それも条件でございます。

御質問のように、理事長や医師の御紹介をいただいておりますけれども、8月中旬には、齋藤顧問から経営分析による具体的な問題点などを含めた御助言をいただきまして、指摘事項について、病院関係職員で経営改善策を検討して、9月中旬に齋藤先生へ、その御質問の内容の御返事を申し上げましたところでございます。

また、今月の市議会終了後、齋藤顧問と改めて面談をいたしまして、検討した経営改善策などについて、御相談する予定をいたしておるところでございます。

次に、精神科のことでございますけれども、議員御指摘のように、精神科の指定医という方がいらっしやらないと、入院患者様にとって大変なことになるわけでございます。3番、音嶋議員の御質問にも答弁いたしましたように、精神科医師の確保については、関連大学の福岡大学、久留米大学はもとより、長崎大学、長崎医療センター、長崎県医療政策課、病院企業団、民間医療

機関、医師就職斡旋会社、また市民病院に以前勤務されたことのある精神科医師など、あらゆる関係機関と人脈を通じて確保に努めているところでございます。一日も早く精神科指定医を確保いたしまして、市民病院で療養されている患者さんと御家族の御心配を払拭しなければならないと考えているところでございます。この入院患者さんに対しまして支障が出るということは何としても避けなければならないと思っているところでございます。

次に、マニフェストに掲げた改革の中で、経営体系の地方独立行政法人化に向けて、それに固執するなということでございますけれども、これまで独立行政法人化に向けて理事長を求めてまいりましたけれども、九州大学に御支援をお願いしてきたわけでございますが、今まで実現をいたしておりません。このたびの九州大学からの常勤医師の派遣中止と、今後常勤医師確保が困難な状況の中で、これからの方針を考えますと、壱岐に医療を残すことが第一義であると、改めて認識をしておるところでございます。

議員御指摘の昨年の国の地域医療再生交付金につきましても、県単位に県が策定した地域医療再生計画に基づいて、病院企業団で構成される対馬・五島地区、県北地区の2つの医療圏に医療再生基金としてそれぞれ25億円の交付がなされております。また、来年度の国の予算要求も医師不足対策と医師の地域偏在の解消に向けて、地域医療再生支援センターを県単位に設置する計画が予定されております。県においては、今年度福祉保健部に医療人材対策室が新設されまして、医師確保を含めた医療政策が今後ますます県を中心に進められていく状況でございます。

今後は、壱岐医療圏も長崎県の傘下で医療政策を図る必要があると考えております。議員の御提案も含めて改革に対する基本方針の見直しの必要性を感じております。これらはすべて先ほどおっしゃるように、相手があるところでございます。環境の変化にすばやく適用して対処しなければならないと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） この第1項については、私も以前徳島病院の院長の塩谷先生とお会いしたときに、こうした投書とかいろいろについてはよくあるそうでございますけれども、その中にも激励とか批判とかあると。もうこれは考えたらきりがいいわけですけども、激励はありがたいが、そして、批判はその要望とかということに私は取り直して、自分の方針、方向性を確実に実行していくと、熱意を持っていくと、それだったら人に関係はないと。そういう人はもうそういうことに限っておるわけですから、そういう気持ちでやっていただきたいと思っておりますし、そしてまた、齋藤顧問さんを任命するときには、そうした医師の確保といたしますか、推薦ができることを期待して任命されたというふうに思っておりますが、全国的にこうした医師不足でありまして、九州大学病院もそれは例外ではなく、非常に厳しいと私は思っておりますが、管理

者や理事長の選任の紹介も厳しい中で、理事長は医師に精通された方が医師を紹介していただくというような話になっておりますので、そうしたことで、理事長の紹介もということになりますと、そうした責任と負担が非常に多くなってくるわけでございます。そうした難しい中に、なかなか医師の精通した方はおらんと私は思っておりますから、それを除いてのそうした理事長だけでもというような適任者がおられるのかどうか、それをひとつお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、精神科医になりますと、この精神科の医師の指定医師というのは、ちょっと調べてみましたら、処置入院、そしてまた、医療保護入院ということが、これ指定医でなければできなわけです。そうしたことの中で、指定医がおらない場合は、別な精神科の人でも派遣かなんかしでもらうて、そして、どの程度のその治療ができるのか、指定医が全然おらなければ、もう全くその精神病院患者の入院とか外来の診療ができないのかどうかお尋ねをいたしたいと思っておりますが、そして、そうした指定医が招聘ができれば何の心配することはないわけでございますけれども、外来をそうした対応が家族でできるのかどうか。そして、できないということになると、やはり近隣で治安が非常に厳しくなってくるときもあるわけです。そうした例もございました。そうしたことで、壱岐の市民病院の中で、どこがそうした精神患者を受け入れてくれるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、今、地域再生病院企業団に加入されることですが、それは、ただ加入されるかどうかかわからないし、加入してもすぐ医師ができるかどうか私もわからないわけですが、壱岐市は加入しておるわけでしょうが、それで、病院が加入してないのは壱岐だけですから、私は加入はできるとじゃないかと思っておりますけれども、そうした企業団の設立のときに、加入の呼びかけはなかったのか、そして、また加入申し込みはされなかったのかどうか、その点をお尋ねをしたいと思っております。

そして、企業団は、独法とは職員の取り扱いも違うわけですが、県の職員並みといいますが、そうしたことで保障されておまして、職員はそのまま移行できるというようなことも聞いております。そして、退職金の準備も要らないということでございますから、職員にとっては市の職員ではなくなるわけですが、独法とはちょっと違うということです。

そして、先ほど市長もおっしゃってございましたけども、対馬では、そうした企業団の指導をいただきながら、対馬地域病院運営協議会と協議で、対馬いづはら病院と中対馬病院を統合して厳原病院は介護保健施設として再利用をしております。そして、透析器も8台から14台に増設をしております。そして、上対馬病院の療養病床の24床は13年度で廃止すると。そして、中対馬病院は解体するということになっております。そしてまた、五島についても、上五島、これは青方にあるわけですが、研修医が2名派遣されるようになっておるようでございます。

そうしたことで、私は加入してもメリットばかりはないと思っておりますけれども、加入の手続とか加入金の必要はあるのかどうか、そして、加入されているのかどうかということでごちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、齋藤顧問の件でございますけれども、齋藤顧問につきましては、第二外科出身でございましたために、そこの関係修復のためにということも一つございました。もちろん指導もそうでございますけど、そういった点だったところでございます。

それから、理事長候補が医師以外でもいいのかという御質問でございますけれども、私は、やはり医療の世界というのは、やはりプロフェッショナルの場所でございます、理事長はぜひ医師の免許をお持ちの方という気持ちをいたしておるところでございます。

次に、企業団の御質問でございましたけれども、現在、壱岐市は企業団には加入をしておりません。そこで、先ほど申し上げますように、企業団に入るべく、やはりそれも一つの方法だと思っております。特に、先ほど申し上げますように、今県を中心に各県が医師を確保するという動きになっておりますから、今のところ、壱岐は正直申し上げて、福岡の方向を向いておるもんですから、やっぱり長崎のほうを向いて医師の確保はせにやいかんのじゃなろうという気がいたしておるところでございます。

そして、精神科医のことをちょっと申し遅れました。病院に精神科の指定医がいなければどうなるのかと。普通の精神科の医師の方がいらっしゃれば、現在入院をしている患者さんには大丈夫なんです。ところで、指定医がない場合の問題といたしまして、入院措置といたしまして、この方は精神科に入院をしていただかにはやいかんという方、それを措置といたしますと、ある意味強制的な入院になりますけども、それは、指定医が2名で協議の結果措置入院ということになります。壱岐には、もう一方指定医がいらっしゃるもんですから、あとお一人指定医がいらっしゃらないと、それができないということでございます。

それから、患者が入院を拒否して、医師が入院治療を必要と判断し、保護者の同意を得て入院させる、これは保護者の同意を得て入院させるというのが保護入院となるわけでございますけど、この医師は精神指定医でなければならぬと。それから、任意入院、患者が任意に入院する場合のときに、患者は患者の意思で退院ができるんですけど、患者が退院するといっても、継続入院が必要であるというふうな場合に、72時間退院制限をできるのは指定医だけであると。それでも、3日間しかできんわけですけど、あと入院患者の重症化したときに、拘束や12時間以上の隔離の指示を与えるのは指定医のみであると、こういった指定医じゃなければできない項目が4項目ほどございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 齋藤顧問さんについては、結局理事長が医師に精通した人、それは、私はもう前から言うように、それが一番いいわけですがけれども、もうどうしてもおらん場合は、そうした関係のない、医師の推薦はできなくても、そうした例えば理事長がおりますよという適任者がおるかどうかが聞いたわけですから、それはもう精通した人に一番越したことはないと思っております。

それから、今の精神科医については、私もちょっと調べたとおり、先ほど言うように、措置入院、それから、医療保護入院、それから、任意入院というふうになって、指定医がおらなければ強制的に、暴れる人間たちは強制的に入院はできないということになっておるわけですが、その指定医がおらない場合は、その市民病院の中には、そうした患者さんはおられないわけですか。そしてまた、資格を持っていない方でも、今の市民病院の精神病院の患者が対応できるのか、外来ができるのか、もう一回ひとつお願いしたいと思っております。

それから、企業団、私は、壱岐市は、離島医療圏に加入しておったから、そのまま加入、移行しとると思ったが、加入しておらんわけですね。そうしたら、その加入手続としてはどういうふうに考えておられるかどうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 現在、38名入院患者がおります。措置入院が1名、保護入院が7名というふうに把握しております。

それから、企業団への問題でございますけれども、企業団につきましては、壱岐市民病院が4町入っておりますけど、当時の町村組合が入ってなかったと、いわゆる壱岐公立病院が入ってなかったという経過から、入れていただいていないという状況でございます。

それを、その加入につきましては、現在、矢野企業団長という方がいらっしゃいます。その方あるいは医療政策課等々とお話しておりますけれども、当時加入をする加入をしないということは、ちょうど病院の建築時期に当たっておりますいろいろな問題があったようでございますけれども、現在では支障はないという、100%ないではございませんけれども、こちらがそういうふうに出すれば受け付けていただけるものと理解しておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） この企業団でも、県が非常に、中村知事も力を入れております。そして、いろいろの補助金でも企業団に流れておるわけですね。そうしたことで、対馬でも今度

は76億4,900万円ですか、あれを活用して病院の研究ができております。

そしてまた、今離島の医師が10万人に168人ですかね、そうしたことをあと3年間、15年には182名にしたいという、県知事もそうしたことに力を入れておりますから、ぜひ私は企業団に加入してそうした、加入というか研究されて、そして御指導いただきながら医師の壱岐の増員の確率を図っていただきたいというふうに考えております。

それでは、市長どうですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 実は、齋藤顧問も、先ほど申します矢野企業団長と非常に懇意にされておまして、提言として壱岐市民病院は企業団に入るべきじゃないかという御提言も受けております。今、市山議員の御提案もございませう。前向きに考えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 次に移ります。かたばる病院の件でございませうが、これにつきましても、後で同僚議員からも質問があるようございませうが、まず先般のかたばる病院事務長の事件については、本人は事務長としての自分の地位、そして立場、責任も見失って住居侵入罪に問われたことは非常に残念なことございませう。

特に、病院事業その方向性の厳しいときに、恥ずかしいことであると私も思っております。そしてまた、処分については公務員の罰則規定、また他市の事例等検討された結果の処分との説明でございましたが、これは一般市民には公務員という恵まれた職にあるだけに、皆さんやっぱ納得がいかん処分と私は考えておりますし、これは民間ならばもう即クビということになるわけです。そうしたことがございませう。

そしてまた、今犯罪の処分を見ても、犯罪の中でも加害者保護はあっても被害者保護は非常に少なく、泣き寝入りの方が非常に多いように私は見受けておりますが、当事件の被害者の女性は障害はあっていないと聞いておりますが、精神的ショックも大きいと私は聞いておりますが、被害者がそのための治療が必要になった場合の補償等は生じないのか。また、現在は被害者はどのような容態であるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

そして、2項については方向性でございませうけれども、かたばる病院の方向性については、10月に医師会の協議が開催されて11月8日に報告があったと聞いておりますが、医師会では医師、看護師の確保、後継者の問題、国の方針等が不透明なために結果として受け入れは無理で、責任は持てないということございませう。

そして、意見としては、市では非常に無理であろうと。行政の力を得なければというような意

見もごさいますが、市長はどのようにこれを受けとめられておるかお尋ねいたしたいと思っています。

そしてまた、3項4項については、以下関連でございましてわかりやすく上げております。かたばる病院長が、今年度で退職されるとお聞きいたしておりましたが、非常勤医師の派遣によりまして1年から1年半くらい院長の退職が延期されておると聞いております。

また、1年過ぎれば同じようなことになるわけですが、一時しのぎのようであります。今後、どのような考えをされておるかお尋ねをいたしたいと思っています。

そしてまた、4項目、私が以前も質問いたしました、2つの病院の経営は無理と。そしてまた、現在は不採算部分の補助金で経営ができておるわけですが、これが来年皆無になります。医師会も協力できないということになると、独立した1つの病院として医師、看護師のすべての体制は現状どおりでやらなければいけない。48床の患者数では、経営は当然私は無理であるというふうに思っています。

そこで、私は先般かたばる病院は市民病院に移転、新築して経費節減を提案いたしましたけれども、諸条件の規定があって実現できませんでしたが、国の補助金も皆無となり、自立の方向性を私は今回とるべきだというふうに思っています。

現在、市民病院の精神科の利用されていない、いつも話題に上がっておる20床の空席があります。この際、これを医療療養病床として活用して受け入れはできないものか。そしてまた残りの、48床あるわけですから28人の患者は民間病院、あるいは老健施設に転院できる方法ではないものかと考えておりますが、市長の御所見を伺いたいと思っています。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今回のかたばる病院の事件についての被害者の保護についての御質問にお答えをいたします。

先般の事件におきましては、被害者の方に対しまして市の施設で、そして市の幹部職員が住居不法侵入を犯したことについて、大変申しわけなく思っております。被害者の方の精神的な衝撃及び苦痛はいかばかりかと心配申し上げましたところでございます。

市としては、事件の発生しました住居から別の宿舎へ移っていただいて、心の不安などを解消すべく対応を事件の早期段階からさせていただいたところでございます。現在は、被害者の方の心の動揺も安定しております、以前同様元気に仕事に励んでいただいているとの報告を受けておりました、安心しているところでございます。

被害者に対する補償等の御質問でございますけれども、補償請求がありました場合はしかるべく対処してまいりたいと思っております。

次に、市の医師会とかたばる病院の今後の方針についての協議結果についてということでございますけれども、吉岐の医師会からかたばる病院につきましては、市民病院並びに民間病院の後方支援病院としての役割を担っていただいております、失礼しました。担っており、医療療養病床としての必要性はわかるが療養病床の今後の不透明さ、また現状のかたばる病院の経営状況を考えると市として継続することは困難と思われ、福祉施設への転換等については行政側で判断願いたいという回答がございました。

つまり、医療療養病床として残してほしいけれども、市としては無理じゃないか、そして、しかし医師会としてもそれを受け取るわけにはいかんという、こういう内容でございます。

かたばる病院の方向性につきましては、現在急性期病院の後方支援病院としての役割を十分果たしている一方、医師確保の困難性や経営状況に加えて国の方針の不透明さを加味すると、方向性を判断する上で大変苦慮しているわけでございます。

いずれにしても、市独自で医師確保ができない状況というのがございます。吉岐医師会の御意見を踏まえまして、早急に結論を出したいと考えておるところでございます。

また、かたばる病院について、現在常に48床が満床状態でございます、市民病院並びに民間病院の後方支援病院としての役割を果たしております。そのような中にありまして、医療体制としましては常勤医師が院長一人の状態であり、常勤医師確保については大変厳しく、民間医師斡旋会社から非常勤医師を招聘して運営している状況でございます。

現在の院長先生が勤務していただける間は非常勤医師で運営できるものの、長期間常勤医師確保が困難な場合には病院運営が難しいものになると考えております。先ほども申し上げましたように、医師会の御意見を踏まえかたばる病院48床をどのようにするのか、早急に結論を出さなければならぬと考えているところでございます。

また、かたばる病院の今後の方針と、医師会の吉岐には2つの病院は無理であるという御指摘でございます。以前は、急性期の病院と慢性期の病院というのは一緒には成り立たないというか、望ましくないぞという意見がございまして、私もそうかなと思っておりましたけれども、今議員御指摘のように2つの病院を運営する困難さ、そしてまた現在の実情を考えましたときに、かたばる病院の方向性につきましては吉岐医師会の御意見を踏まえまして、議員の御提案の意見も含めて結論を出したいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 先ほどの公務員の事故については、私公務員はいわゆる厳しい関門の中から合格された優秀な職員でございます。人間は、結局間違いはあるわけでございますが、公務員であるべきということを忘れて起こした罪、自分でまいた種は自分で責任をとるとい

うことが私は大事とっておりますし、何も市長の処分とか懲罰委員会の処分を待たんで責任をとって即自分が辞すべきであると、私はやめるべきであるというふうにも考えております。もう民間ならそういうふうになります。

そして、部下の事件のために上司が逐一責任をとっておったら、そらもうきりがいいわけですから、職員に自己の職をよく再確認させて、そして自分は市民の代役であると、そして市長が言うようにトップという気持ちを持って徹底教育すべきである、そして市民に信頼される市職員であってほしいとっております。

公務員は、懲戒免職にならないと退職金は支給されるわけですから、それだけでも民間より恵まれておるわけですから、公務員は自分に厳しくあってほしいと私もっております。

そして、先般も話があってございましたが懲罰委員会も、きのう新聞見よりましたら長崎のほうでも民間から2名は構成委員に入れるということになっております。まだ13市のうちに2市ぐらいしかそういうふうになっておらんようでございますが、ぜひこれは実行していただきます。長崎の場合、弁護士が2人はいっておりますね。そういうことでございます。

そうしたことで、かたばる病院の方向性については私述べたとおりでございますから、一つ検討をされて、この20床の空き室も十分活用できるような方法をとって、医師が一緒になれば幾らか手助けもできるし、そういうことでありますから、一つの病院で無理ですから、そうしたふうに考えていただきたいとっております。

次に、時間の都合で進みますが、第3項は国民宿舎壱岐島荘の改修工事と展望台浴場の増設工事についてでございます。

先般、国民宿舎壱岐島荘の耐震補強工事及び建築基準法不適合部分の改修とリニューアルについての見込みの説明がございましたが、耐震診断の結果、意外といいですか幸いといいですか、完璧に近い強度でございました。耐震改修と建築基準法の不適合部分、その改修工事を行えば建築自体は30年から40年は大丈夫という設計士も言われておるそうでございます。

そこで、建物自体は老朽化しておるのでリニューアルの計画がなされておるわけでございますが、耐震工事費が1,100万円、そして基準法不適合部分の改修費が1,000万円です。合計2,100万円であるわけでございますが、この見込金額はリニューアル、耐震、そして不適合工事で1億2,000万円から1億5,000万円と、余裕を見て1億5,000万円というふうになっておるようでございますが、1億5,000万円から耐震工事の2,100万円を引きますと1億円から1億3,000万円となるわけですが、この中に設計費の450万円はもちろん含んでおるんだらうと思っておりますが、含んでおるのかどうか。そしてまた、1億円以上の改修工事の内訳を概略知りたいと思っております。

そしてまた、次に、展望台の浴場増築についてでございますが、私が展望台増築、浴場の増築

を提案するのは、今の観光客はすべてぜいたくな気分を味わいたいということです。

また、競争時代でもございます。温泉地は、浴場がメインでございますが、以前は湯本温泉は湯治の感覚であったわけですが、現在は観光目的でお湯とおいしい料理が楽しみで壱岐を訪れておられると私は思っております。

そういうことで、壱岐は癒しの島壱岐、そしてまた海と緑のロマンの島ということでPRされておりますが、癒しとは大体私たちもそうですが、よそに行って、癒しというのは満足感を与えるということでございます。

そうした壱岐島荘のような景勝地で、ホテルにはふさわしいところ壱岐でも少なく、島外でも余りこうした景勝地はないと思いますが、そうした立地の恵まれたところを活かさねば私はいけないと思っておりますし、満足感があれば口コミで集客、また来るし、リピーターもつながってくると私は思っております。

現在の浴場は、地下において3階のお客や宴会の老人会、そしてまた湯ノ本来られた方々は障害者の方が階段の乗降が非常に大変と言われております。今、どこでもバリアフリーが要求されておりますが、幸い耐震工事も合計2,000万円ぐらいでございますので、今回ぜひやっていただきたいわけですが、今回無理であれば年次でも結構ですが、この増築計画をぜひやっていただきたいというふうに考えておりますので、市長。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 国民宿舎壱岐島荘についての御質問でございます。議員おっしゃったように、壱岐島荘は昭和44年に建築をされております。当時の建物でございますから、40年以上たっておりますから大変心配をいたしておりましたけれども、非常に丁寧な建築をしていただいていたんだと思います。申されるように、30年から40年は2,000万円程度の補強工事で大丈夫だということで安堵したところでございます。

ところで、この改修工事についての御質問の中で、設計費は含まれているのかということでございますが、設計費450万円につきましてはこのリニューアル改修見込額、一応1億2,000万円から6,000万円と幅を持たせておりますけれども、この中に入っておりますのでございます。

また、1億円以上の改修内容につきましては、申し上げますと工事監理料、地上デジタルテレビ導入、屋上防水改修、手すり改修、外壁・内壁改修、源泉庫改修、源泉庫ですね、温泉の泉源です。合併浄化槽導入、上下污水配管がえ、高架水槽の改修、窓網戸設置、厨房配膳板設置、食堂テーブル交換、食堂照明器具交換、トイレウォシュレット、センサーライト設置、廊下階段センサーライト設置、放送設備改修等の合計でございます。

次に、展望浴場を増設したらどうかという御意見でございます。集客の向上を図る意味では、

非常にすばらしい提案であると思っておるところでございます。確かに魅力的な御提案でございますので、構造上の問題やお湯の量、あるいは設置経費等の問題もでございますので、議会の所管の委員会とも御相談させていただきたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） それで、もう内容は大体わかりましたが、大体の予算額を知りたかったわけですが時間がございませんから、個室のニーズも多いわけですね。

それで、私は3階はベットにされないよりしたほうがよいと思いますし、3階の10畳は、結局洗面所ぐらいは、今洗面所もトイレも共同でふるも共同でしょう。それでやっぱ、洗面所とトイレぐらいの部屋は、3階は2つあるんですかね10畳が、そのぐらいはして。2階はあれでいいですけども、していただきたいなというふうに思っておりますし、またできるところは通してでも可能なところはやっていただきたいというように考えております。

そして、展望台については、これは国民宿舎がよくなると民間の人が困るというようないろんな話も聞いておりましたが、それは私はもう逆な考えだろうと思っております。宿泊施設が一体となって温泉のまちづくりをしなければ、これから発展していかないと私思っておりますし、そのためにはやはり行政がそうした手助けをして、そして理解を得て集客力の向上に私は努めないといけないと思っております。

そして、次なんですけど、地下の浴場も当時の浴場で、行って見ると、そら鉄分の関係もございましてもう真っ赤なレンガのようなことで、非常に清潔感がございません。この間もJTBの方が来られたそうですが、頭をひねりよったよというような話も聞いておりますが、そういうことで、やはりその当時の浴室と今の浴場との感覚は皆さん違いますから、あそこ改修できたら改修して、この予算の中に入ってるかどうかわかりませんが改修をして、家族風呂も石を2つ3つでも置いて、やっぱ岩風呂ぐらい、一つは小さいですがこっちは大きいですから、そうしたらやっぱセンスを持った感覚をみんなに示さんと、やっぱお客ができんと思っております。そういうことで、ひとつ市長もう1回御意見を。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 個室といたしますが、ツインとかあるいはシングルとかいったいわゆるビジネスホテルみたいな感じの部屋も正直考えました。ところで、今おっしゃる3階だけが家族が泊れる部屋だそうございまして、その需用非常に大きいということも聞いております。また、もろもろの個別の問題については一生懸命研究をさせていただきたいと思っております。

それから、壱岐島荘がよくなることで湯ノ本のまちのお客が奪われるというような、私はまさ

にそれは議員と同じ考えでございまして、飲み屋がぼつんとあってもそこに行かれんわけですね。やっぱり3つも4つも並んでいる、だからそこにお客が集まるという私は考えを持っておりますから、壱岐島荘がよくなれば湯ノ本がよくなるんだという考えでおります。そういう啓蒙というか、そういう考えもぜひ皆さん方に述べていきたいなと思ってるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 私は3階をと申しましたのは、やっぱり個室になると若い人が泊るわけですね。そうしたことで、風呂の階段におりるとかそうしたことが楽であるということですから、3階が家族が多かったら2階でもリニューアルしていいと私も考えております。

それで、今言われた湯ノ本開発については私はまだいろいろ構想を持ってるわけですが、そのとおりなかなかいきませんが、壱岐島荘から言いますと、壱岐島荘がお客さんがふえると次の旅館にも回しもされるわけですから、やはり足を引っぱるとかじゃなくてどこでも行かれるような状態をつくっていかんと、観光は幾ら宣伝しても受け皿が主ですから、ひとつよろしゅうお願いいたします。

これで質問終わります。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって市山繁議員の一般質問終わります。

.....  
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再会を14時とします。

午後1時47分休憩

.....  
午後2時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（5番 深見 義輝君） 通告に従い、5番、深見が市長に対して大きく2点、1点は将来的な展望、そしてもう1点はたちまち、緊急の課題ということで、この2点について質問いたしますので、御答弁のほどよろしくをお願いいたします。

まず1点目は、健全な行財政についてです。

壱岐市が合併して、早くも6年になります。市長も、合併後のさまざまな諸問題に苦慮されたと思いますし、合併してもう合併前に戻ることもできず、未来を担う子どもたちのためにも壱岐

市が合併してよかったと言えるような将来に向けた市政を遂行するに当たっては、まず健全な財政運営を図らなければならないのではないのでしょうか。

先日、広報「いき」の12月号が家のほうに配付されておりましたので見ていたところ、中の記事の中に壱岐市のやりくり事情として平成21年度の決算が記載されていました。その中に、壱岐家の家計簿としてわかりやすく解説されていて、やりくりは大変だなあと感じた次第です。

これを詳しく読みますと、壱岐市の収入は自主財源である給料は乏しく、いかに国からの地方交付税、そして国や県からの支出金、つまり上からの親の仕送りによって成り立っていることがわかります。

さて、このことをどれだけ多くの市民の皆さんが関心を持って読んでいただけたのだろうかと感じました。その中に、興味深い記事として普通交付税と公債費の推移の見込みの中で、普通交付税は合併後10年間、合併前の4町分の特例措置がなされており、11年目の26年度から5年間で段階的に縮減されていき、31年度からは本来の壱岐市の普通交付税となります。現算定で約20億円の減額だそうです。そういった記事が書かれていました。

今後のことですので、国政の状況においてはどのようになるかなあという思いがありますが、今日の国の財政状況を考えると約20億円の減額は余儀なく、そのことにより壱岐市は非常に厳しい財政運営となるのではないのでしょうか。

そのような中に、今後壱岐市の将来を見きわめた財政計画はどのように進められているのか、そしてそのスケジュールはどのように考えられているのか、また経過措置後の新たな交付税を考えるとさらなる行財政改革が必要かと思えます。

そのためには、市民の御理解と職員の協力が欠かせないと感じますが、今後どのような形で理解を求められていかれるか、又財政のコスト削減を図るには、まず行政のスリム化が必要であり、特に多くの公共施設と分庁方式はその障害を来たしていくのではと考えられますがいかがでしょうか。

今回、機構改革で新行政推進室の設置が提案されましたが、今後推進室において調査研究されていかれるのか。

以上、市長として現時点でどのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（牧永 護君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 5番、深見義輝議員の御質問にお答えします。

健全な行財政についてという御質問でございますけれども、議員御質問のとおり普通交付税は合併後10年間、合併前の4町分の特例措置がなされております。合併11年目の平成26年度から5年間で、1割、3割、5割、7割、9割と段階的に縮減されていきまして、平成31年度

からは本来の香岐市の普通交付税の算定となり、現算定で約20億円が減額となる見込みであります。

今後、将来を見きわめた財政計画スケジュールの考え方についての御質問でございますが、長期的な姿勢に立った義務的経費及び経常的経費の抑制をはじめ、全般的な事務事業の見直しなどを通じて健全な財政運営を行うために、具体的には中期的、いわゆる5年でございますけど5年間の財政運営指数を策定して、財政構造の改革に取り組むことで香岐市行財政改革実施計画、集中改革プランの中で本年度の策定期間に向けて掲げておりまして、その方向で進めておるところでございます。

また、中期計画以後の合併16年目の平成31年度までの間につきましては、見通しとして掲げる方針でございます。策定後は、国の動向並びに経済情勢等によりまして策定計画見直しを行い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の早期健全化基準団体に陥らないよう、健全な財政計画の策定を行う所存でございます。

地方交付税の動向といたしましては、本年度の地方交付税は円高・デフレ対応のために緊急総合経済対策に基づきまして、平成22年度の国の補正予算増額で普通交付税における雇用対策、地域資源活用臨時特例費の単位費用の改定等によりまして、本年度の普通交付税が1億6,337万円余りが昨日追加交付がございました。したがって、本年度の普通交付税の交付額は今まで最高の100億2,266万6,000円でございます。

また、平成20年度から普通交付税に算入されている別枠分がございますけれども、これが国の財政難という理由によりまして、平成23年度から廃止の方向で検討されております。もし、これが別枠分が廃止されますと、6億4,000万円程度の減額になる見込みでございます。このように、地方交付税制度も国の財政状況で変動いたしておりますので、策定後も折々に見直していかなければならないと思っております。

市民や職員に対して、新たな交付税措置に向けたことに対してどのように理解を求めていくのかという御質問でございます。

行財政改革につきましては、無駄遣いストップをはじめ、本市行政経費削減のために懸命に取り組んでまいりました。政策評価の実施による事務事業の見直し、学校統廃合の推進、そして総人件費の1割圧縮に向け、私を含めた職員給与のカットなど、精力的に取り組んできたところでございます。

しかし、議員のご指摘のとおり、地方交付税の合併算定替えにつきましては平成26年度から段階的に縮小され、平成31年度からは期限が終了し、現在の算定で約20億円の減額となることが予想されます。こうしたことから、今後さらなる行政経費の圧縮を強い決意と意思で実行していかなければならないと思っております。

これにつきましては、職員にもこの状況を十分理解し、人件費の削減を含め相当の努力と我慢を重ね、そして市民皆様にも補助金の減額などをはじめ御理解をいただかなければならないと考えておるものでございます。

こうした合併算定替えが終了すること、約20億円が減額になることなどは、市政懇談会でも市民皆様に切々と訴えてきたところでございます。また先ほど議員おっしゃいました市報12月号においても、わかりやすく周知を図ったところでございます。職員につきましても、現在、そして将来の財政状況などについて、職員との意見交換会、予算編成説明会など説明を行っておるところでございます。

今後も、折を見て壱岐市ケーブルテレビ、4月から開局いたします。活用いたしまして、市民皆様に十分御説明をしていきたいと考えておるところでございます。（「スリム化もう言ったかな、スリム化」と呼ぶ者あり）

失礼しました。行政のスリム化につきましては、これまで最小の職員数で効率的な行政運営を行うため、課の統廃合などを進め平成21年4月1日から現組織体制での行政運営を行ってまいりました。

しかしながら、様々な市民ニーズの多様化、そして地方分権、権限委譲、さらに国における新たな政策の実施などによりまして、業務量が多くなっていることも事実でございます。さらなる行政のスリム化については、こうした行政の需要を十分考慮し進めていかなければならないものでございます。こうしたことから、今回の組織機構の改正などを行いまして、状況を分析し研究していかなければなりません。

また、現在採用しております本庁分散方式は、現在の庁舎の状況、また各町地元への配慮などいたし方ない面もあるかと考えておりますけれども、やはり現在の方式では行政のスリム化というのは限度があると考えております。

このことから、田原議員に午前中申し上げますしたけれども、お話いたしましたとおり新庁舎の建設について、将来の財政負担等を含め研究する時期に来ていると考えておるところでございます。

新行政推進室の分掌事務は、地域主権改革に向けた行政体制の整備に関すること及び職員の意識改革に関することとしております。地域主権改革は、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的にかつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革でございます。

具体的には、自治事務のうち法令により縛られている事項、例えば施設公物設置管理の基準、協議、同意、許可、認可、承認、計画の策定等につきまして各自治体の条例で定めたり、国の関与を受けずに独自に許認可できるなど、地方の独自性が発揮できるようになります。

そのためには、地域主権時代の市役所の担い手といたしまして、高度な専門的知識、技術、政策形成、法務能力及び地域の中に飛び込んで様々な人々と円滑なコミュニケーションを図ったり、情報を収集する能力などを持った人材の育成、いわゆる職員力を持った人材の育成が急務でございます。

したがって、新行政推進室では職員力アップ及び職員意識改革を重点的に取り組んでまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 先ほど市長の答弁の中でありました義務的経費ですね、これ市報の中の21年度決算の中にも載っているとおり、人件費の抑制それは一般職の特例減額、その他職員のカット等でかなりの削減をされております。

ただ、その中に義務的経費にあるのは人件費、扶助費、公債費、この中で、やはり扶助費と公債費は今後増加の気味があるわけですね。ですから、人件費カットした分はこちらのほうに算出に向くということで、これはかなり、事務的経費ですので必要経費ですのでかなり厳しい状況にあるのではないかと私も思っております。

ちなみに、性質別の算出決算書というのが、市報にもありますように公債費で21年度で32億円ですね。これが、市の試算で合併特例債の返済が加わりますと、一番大きいときで平成27年度に36億円、かなり膨大に増えてきますし、そして平成30年度から20億円の減ということで、やはりかなりこう厳しい運営情勢になると思います。

特に、21年度の補助金といったらおかしいですけども、各諸団体こういった団体に出してる金でも20億円、極端に言えばこの20億円がぱっとなくなるわけですよ。そのときに、市民に本当に理解してもらえるものだろうか。やはりこれは、5年また5年の見直しの中期計画ではなく、やっぱり将来的な長期計画をもって、そしてその中で2年3年の中期計画で少しずつ理解を求めていくほうがよくなかろうかと私は思うんですけども、そういう中で、本年度は歳出が262億円ということで非常に莫大な歳出ですね。

先般、市長から新聞の切り抜きをもらいましたように、それは投資的経費、特に大型事業、そして昨年行われました緊急雇用事業、先ほども市長が言われますように、そういった臨時的交付金がやはりあったということで、かなり収入のほうもあったということで投資もできております。

ただ、通常は大体220から240億円の壱岐市の歳入歳出が、大体そのくらいの今までが行われてきておりますけども、それでもやはり20億円というのは1割減ですよ。やはり、簡単に考えることには少しふぐあいというか、難しい面があるのではなかろうかと思っております。先ほども言いますように、地方交付税の20億円の減額はやはり壱岐市の財政にとっては非常に

厳しい。

それで本年度は、さっきも言いますように投資的経費、つまり普通建設事業経費が新聞の記事によりますと、壱岐市の住民1人当たりの公共事業費は約26万円、全国で1位ということで非常にうれしい反面、それも飛び抜けたトップだったですね。

ただ、もう大型事業がここ2年3年でなくなりますと、これがぐっと下がってくるとは思いますが、そういう状況で全国的に不況の中にあるとですけども、壱岐市においては公共事業が件数が若干減ってはいますけども、どうしても先ほどから言います大型事業があるということで景気の成り行き、低迷というのが鈍いような状況にあるのではなからうかと思っております。

そういうことで、やはり市民に対し、どれだけ市民の人たちが不況に対する危機感を抱いてるのだろうかと私自身思っております。もしですよ、地方交付税の20億円も減額になったときですよ、壱岐市のやりくりのために減額予算を組まなければならない、組まなければならない、組まざるを得んとですよ。

そのときにですよ、ある程度5年越しの中期計画があるとですけども、国の状況によってはやはりこう急激に削減ということもありますし、やはり長期的にやっぱり平成30年に向けた長期的な財政計画を作成し、作成するだけではなく、先ほどから言いますように市長は5年ごとの計画ということですけども、もう短期で効果と改善を図り、それが将来的に現実味があるようにやはりシミュレーションしていく必要があるのではなからうかと私自身思っております。

そして、その情報は広報でもいいし、来年から光ケーブルでテレビジョンもできますから常に市民に情報を発信して、やはり市民協働型の市政運営をさらなる実行すべきと思いますが、また先ほども言いますように、今後は国の動向においてはさらなる減額が予想されるのではないかと思っておりますし、本来ならば財政力に乏しい自治体、特に離島においては国がしっかりした形で財政を支援するのが当然だと思っております。

市長、ぜひとも国益として国境を守る離島の大切さと厳しさを国や県につないでいただき、またあわせてさらなるやはり財源を求めていかなければならないと思っておりますので、そういった交付税措置があるなら今後検討して、考えていただければと思っておりますので、市長何かありましたらよろしく願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員御指摘のように、私は足腰の強い市を堅持していって、次世代にそれを確実につながないかんという強い気持ちを持っております。

したがいまして、先ほどおっしゃった経常収支比率の少しでも下がるような、そして投資的経費が少しでも使えるようなそういった強い財政をつくらなければならないと思ってるところでご

ざいます。

先ほど申されましたように、平成21年度において住民1人当たり日本一の公共事業を壱岐市はやったわけでございますけれども、恐らく前回申し上げましたけれども、今年度も46億円の光ファイバー網をやっておりますので、恐らく私は2年連続日本一になるんじゃないかなと思うところでございます。

ところで、その20億円という金額、わかりやすく言いますと、12月号でおわかりのように20億円というのは壱岐のすべての税金の合算額が20億円でございます。それほど大きな金額が将来減ることが予想されるわけございまして、そういったことを踏まえまして国に対しまして今一生懸命要求をいたしておりますのは、離島、特に外洋離島、国境離島について、経済水域をこれだけ持っておるんだと、防衛の関係もあるんだと、ぜひ離島に対する交付税をふやしてくださいというお願いをいたしております。

今可能性として強くなっておりますのが、海岸線の長さを交付税の算定に入れるよというそういう具体的な項目も上がってまいっております。それから、離島は産業について、本土と同じ土俵に立てないということから、ガソリン税の減免を離島はしてくれというお願いもしております。これは、近いうちに、何らかの情報が来るのではなかろうかと思っております。

また、御存じのように、離島航路の運賃の低廉化の問題、このことについても強力に取り組んでいるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 市長も先ほどおっしゃるように、市税、昨年度で22億円、やはり、この分だけが減額になるわけですかね、そうすれば、非常に、壱岐市の経済というのは、財政というのは、かなり厳しくなりますし、2年間、来年まで投資的経費を保つでしょうし、これを下げれば下げるほど壱岐の経済というのは、かなり落ち込んでくる状況になります。だから、ある一定の投資計画はしていかなければならないですので、やはり、これを大きく削減することもできませんし、その分は、やはりいろんな中で改革、特に、最初言いましたように、公共施設が非常に多い、その経費というのは、かなりの額にもなるし、また、いろんな団体の補助金等もあります。そういったもろもろもあわせて、やはり、市民に理解を求めていかなければ、非常に厳しい状況になるのではなかろうかと思っておりますので、その辺、今後の中期、長期計画の中で折り込んでいただければと思います。

ずっと言いますけれども、市長は、常に、壱岐市の財政状況は将来的に厳しさを増していくと言われております。しかし、今の段階では、その状況を判断しにくいわけですね、私たちも。将

来的に、10年後に国の状況がよくなれば、ひょっとしたら20億円減額はならないかもしれないし、今のところ、それは無理だろうとは思っていますけれども、そういった中で、やはり、今後は、市民にやはり無理なお願いじゃないですけど、理解を深めていかなければならないと思います。行財政改革を実行するに当たっては、非常に大きなエネルギーが要ります。そのエネルギーの原動力は、どうしても市民の皆さんの御理解です。特に、やはり、先ほどから言いますように、家の収入が1割減少すれば、その家庭の家計簿は大きく変わりますし、転ばぬ先のつえということで、8年後壱岐市が路頭に迷うことがないように、健全な行財政運営をよろしくお願いいたしまして、2番目の質問に移ります。

次に、2点目の質問ですけれども、堆肥センターの運営についてです。

壱岐市の経済を支える基幹産業の中で、畜産業は全国から注目を浴びるまでに成長しました。本年は、宮崎の口蹄疫問題で心配はしましたが、大事に至らず安心しております。

さて、旧芦辺町の時、公設民営で、JA壱岐市が管理する堆肥センターが、箱崎本村触にあります。7月だったと思いますが、隣接の地域住民と農協と、たしか市の担当課もこれには出席されていたのかなとは思いますが、恒例に実施されている公害対策協議会があります。その中で、家畜ふんの収集業務が、市の運営する施設と民間の施設の収集業務において、地域間格差が生じているという問題が出されたと聞いています。その会議の中で、今後は両方で協議・調整していくという方向で終了したと聞いていますが、その後、どのように調整、検討されたか、話しによると、いまだまだ結論が出ていないようですが、市長は、状況をお聞きになっておられると思いますので、御答弁のほどよろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 堆肥センターの運営についてでございますけれども、家畜のふん尿の運搬経費等々のことであるかと思っておりますが、堆肥センターは、現在、壱岐市が運営しております堆肥センターとして、平成11年から12年度に整備をいたしました石田町堆肥センター、そして、平成20年度から21年度に整備をいたしました郷ノ浦町堆肥センター2カ所がございます。また、それとは別に、農協運営として、芦辺町箱崎地区の堆肥センターがございます。収集料金につきましては、市運営の堆肥センターが1トン当たり300円でございます。農協が経営しております堆肥センターは1トン800円でございます。収集範囲につきましては、市運営の石田町堆肥センターが石田町一円、郷ノ浦町堆肥センターが郷ノ浦町と勝本町一円となっておりまして、農協運営の堆肥センターは、芦辺町一円となっております。建設時に、それぞれの計画において、収集範囲が決定されておりまして、収集料金についても旧町時に決定されておりますけれども、運営主体が市とJAということでございまして、収集料金に格差が生じております。

経営者によって収集料金が変わっておりますけれども、結果として、地域間格差が出ているという状況でございます。

市は、原料収集料金を運搬経費という位置付けをしておりますして、原料をいかに多く集めることができるかが重要であると考えております。料金設定につきましては、堆肥センター運営協議会の意見調整の結果を踏まえて、条例で料金設定をしているところでございます。

一方、農協施設の収集料金につきましては、JA 壱岐市、これは経済団体でございます、において設定されたものでございます。議員御質問の民間との利用料金の格差調整ということでございますけれども、この件には、条件に多少の相違があることから、多少の相違といえますが、経済団体がやっていることと、行政がやっていることということで、非常に、その調整には難しいものがあると思っています。時間も要するかと思っています。しかし、同じ畜ふんの収集に、これだけの差があるということは、私はやっぱり問題だと思っているところでございまして、前向きに検討してまいりたいと思っておりますけれども、経済団体が、それによって赤字をもし出るからということで、その料金の引下げに応じられなければ、調整は市を上げるということにしかならんなど、そういうことも、やっぱり視野に入れにやいかんなどという気もしておりますし、そういう面も含めまして、非常に難しい問題があると。ただ、しかし、この問題を、今まで放置をされてきておりますので、俎上に上げるということはお約束したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） この問題の相違は市長も認識されてあるということで、私も理解しますけれども、同じ畜産を経営する農家が、芦辺は、民間の業者さんしかとってもらえない、ほかの地域は、合併前になかった地域もありますから、それは、合併後の協議のことですけれども、そちらは、市のほうしかとられない、同じ壱岐市の畜産農家が、そういう格差があるということが、非常に、農家の経営面にも反映してくるわけですよ。ですから、できるだけ、早期に調整してもらいたいということで、市長もそのほうは認識されておりますので、もしも、調整が、それは、お互いの経済団体と市の収集業務の試算表ですので、どちらが正か負か、私もわかりませんし、経営的な問題もありますから言えないところがありますけれども、やはり、調整するまでは、何らかのやはり優遇措置というか、市のほうは考えていかなければならなかつたかと思っております。

ただ、正直言うて、芦辺の家畜のふんを壱岐市の堆肥センターで収集されるならば、別に問題はないです。もしも、壱岐市のほうで、収集は、業務がいっぱいでやれないから、農協さんでとってくださいというなら、それは、高くても恐らく農家は理解すると思っておりますけれども、現状のままでは、ある程度合併前の線引きということがひっかかっている、それで、どうしても壱岐市

の、芦辺町の畜産農家の堆肥が、壱岐市の堆肥センターに入れないと、もう民間しか絶対入れてはならないというならば、その弊害というのは、ある程度調整するまでは、特例措置の中で、何か検討していかなければならないのではないかと思います、その辺、市長、どうお考えでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほども言いますように、経済団体が800円とっているわけです。市が300円とっているわけですね。今の深見議員の論理でいけば、市が高くとっておるならば、今おっしゃったことが出るとは思いますけれども、民間、いわゆる経済団体がとっていることについて、例えば、その差額をうんぬんということにはならんと思いますし、その前段でおっしゃいました芦辺町の畜ふんも市でとってくれと、とるようにすればということでございますけれども、それは、午前中の件でも申し上げましたけれども、計画段階で、芦辺町の畜ふんを、旧芦辺町の堆肥センターでとるという計画で、その施設をつくっておれば、そういうことは、なかなか厳しいだろうという気がいたします。

しかし、いずれにしても、現に800円と300円という差があるわけですから、先ほど申しますように、やはり、一遍、それを議題と、まな板の上に乗せて、やっぱり議論する必要がある。今までそういうのがありながら、そしてまた、そういうのをいろいろ指摘されながら、話し合いをしていなかったということに問題があると思っていますから、私が今お約束できるのは、そのことを取り上げましょうということをお約束したいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 市長の言うことは、重々私もわかります。ただ、そう言う状況で、今まで市長も言われるように、取り上げなかったということが、非であるということですので、やはり、今までそれできた期間、やはり、ある程度、行政としても、やはり農家負担をさせていたというのはおかしい言い方ですよ。それは、農家にとっては、本当に、これも新しい堆肥センターができた状況の中で、こういう不具合が出てきたということで、今後調整するまでは、ある程度やはり行政としても同じ農家である以上、ある一定の考えを持って控除していくべきでなかろうかとは思いますが、何回も言いますように。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ルールを決めて、それで納得をして工事をした、納得をして参加をした、で、そのルールを、やはり調整がつくまでは、やっぱりそのルールでいくべきだと思いますし、

じゃあ、その間ということになりますと、それは、やっぱり補助などする根拠がないと、私は思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 行政のスリム化をせろというて、補助を出せという二重に話が非常に混乱しちよるち思いますけど、それは、行政が少し今まで携わっていなかった原因が、ここに来ておられると思いますので、それは、市長も認めておられます。でしょ、認めておられますか。机上で出なかったっていうことは、ただ、これは、先ほどから言いますように、合併前の協議の中で進められたことで、最終的には、合併してから再度検討されるというような話しで終わっていたことも聞いておりますし、できるだけ早期に、ある程度行政の指導の中で、堆肥、家畜ふん収集業務の統一化を図ってほしいし、先ほど、中村先輩も言われていたように、線引きのこう、本当に、その線引きがどれまでのもんだらうかということもあわせて協議していただければと思っておりますので、それに関して、市長のほう何かございましたら。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 壱岐市の今度、今できました堆肥センターは、さっき言いましたように、20年、21年にできているんですよ。その話の中で、既に800円と300円の差があっておるわけです。そして、300円の決定をしているわけです。ですから、もちろんその新しいものができるときに、やはり、その話をしなかったっていうのは、行政もそうでしょうけど、農協にも非があると思っておりますし、いろいろな関係者に、やはり、反省する面があったかと思っています。ですから、私は、今からいろいろなことをする中で、やはり最初の議論というのは、相当深くやっていかんと、こういう問題が後々残るといふ気がいたしております。

しかしながら、深見議員おっしゃいますように、この問題については、解決をせないけません。言おうか言わないかというときには、言わんがいいそうですけれども、合併をして7年もなっております。しかし、まだまだいろいろな抵抗があつて統一なされていないものもございまして。そういったことも含めて、お互い議論をいたしましょう。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 今、市長が、言おうか言わんめいかしたところを私が言いましょうかね。市長、何回も言いますが、壱岐市が合併して、早いもので7年がたとうとしています。合併協議会が、方針、または事務レベルの調整で、4町間の調整がなされましたですね。合併後やっぱり改めて運用し始めてから、支障というか不具合なところも出てきておるはずと思うとで

すね。その辺は、速やかに改善すべきだと思いますし、後伸ばしにすればするほど、市民は市政に対して不信感をもつわけですね。どちらが本当だろうかということ、それ自体、不信感までなってくると思います。市長に対しての信頼も損ねて、損ねるとは言い方がおかしいですけども、損ねることになりますので、まず市政を停滞させることはできませんので、ぜひとも、その辺も含めて、いろんな面で調整もまたしていただければと思います。

市長は、いつも、やれることはやる、やれないことはできないと、決断と行動の白川市長ですので、市民は期待をして見守っています。冒頭に言いましたように、市民が合併してよかったと言えるよう、今以上、市政にまい進していただきますことをお願いし、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって深見義輝議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を14時50分とします。

午後2時40分休憩

.....  
午後2時50分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 町田 正一君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は、5点ですが、1、2、3、4は、例によってかたばる病院の前事務長の不祥事の事件であります。

毎回、職員の不祥事が起こるたびに、一般質問を私していますけれども、市長も、答えるほうの市長も大変だと思うのですが、質問するほうも正直言って嫌になるんですよね。今回、僕はケーブルテレビの経営状況とか、そういうのも聞きたかったんですが、今までやって今回だけやらんというのは、また手心を加えておると言われたら困りますから、あえてやらせていただきますけれども、1年前にも、私は同じような、全く同じような質問をしました。そのときは、懲罰委員会のあり方について、市長に再検討を求めたわけです。が、また今回同じような不祥事が起こったと、しかも、今度は幹部職員であります。それで、事実関係を言う前に、この前実は、福岡市で御存じの方もあると思いますが1万6,000円、目的外使用というか、それまで選挙の開票立会人に、お茶代とか言うてから1万6,000円補助金が出ておったんが打ち切られて、

その職員は、来ていただいたからということでお茶菓子代として1万6,000円を人件費の中から目的外使用をして処分が行われました。この責任者を停職6カ月です。非常に厳しい処分なんですが、今回、吉岐市の職員は、停職3カ月という、さっき市山議員が言われたように、本来、普通の市民よりも高い倫理規範が求められる公務員が、こういうことをやって、免職にもならないということで、非常に私も不愉快きわまりないんで、今回は、懲罰委員会の委員長は副市長の久田副市長なんで、市長さえよかったら、久田副市長の答弁も、私は求めたいと思うのですが、まず一番最初、今回のかたばる病院事務長の事件についての事実関係を、まず一番最初に質問させていただきます。

まず、一番最初、本人は、この犯罪を認めているのかどうか。

それから、2番目、常習性についてですね。その日、たまたま昼に帰って、たまたまその女性が家に帰ってきて、そして見つけたというのも、非常に説得力がないんですが、その常習性については、過去にもそのようなことがあったんじゃないかと、普通の人だったら当然考えるのですが、それについて、委員会では、どのような調査をしたのか。

それから、3番目、本人は、水漏れの調査だと言っているそうですが、新聞報道等の写真でも見たらわかるように、だれがどう考えても、水漏れの調査のために家宅侵入したとは思われない、本人は、何のために家に入ったとかということを、本当に調査されたのかどうか、この3点について、まずお答えいただきたいと思います。

市長答えられなかったら、委員長が久田副市長なんで、久田副市長から答弁していただいて構いません。簡潔にお願いします。

議長（牧永 護君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私がお答えいたしまして、不足する分は、副市長にお願いいたします。

今回の事件につきまして、心からおわびを申し上げます。当該職員の事情聴取における供述は、私はかたばる病院公舎の漏水の原因を調査する目的で、平成22年9月6日、日曜日、12時05分ごろ、吉岐市郷ノ浦町片原227番地3、かたばる病院公舎1030号A方玄関を、同人の承諾なく施錠を外して同家屋内に侵入しましたというのが供述でございます。

当該職員の市の事情聴取におきましては、今までも1030号室のA方に侵入したことがありますかの質問に対して、今回初めてですの回答でございます。今までも、他の部屋に不法に侵入したことがありますかの質問に対して、ないです、ただ、空き室の1020号室には入り、1020号室に少し荷物を置いておりますと回答いたしております。これが常習性の問題でございます。3番目、本人の申し立ての水漏れの調査は信じられないということでございますけれども、そのことに対する供述は、今年の夏ごろから階段とかに晴れの日に水がたまったものですから、水道の漏水

か、排水が漏れていないかと思っていました。階段室の正面に水道管が配管されているので、漏水ではないかと思っていました。平成20年に1階の階段室が壁伝いに濡れていたことがありました。20年1月に検査をしてもらいましたが、B業者に漏水の調査をお願いしましたが、原因がわからず、そこで終了いたしました。今年の夏ごろから、また水たまりを確認いたしました。9月6日も、帰宅したとき水漏れ跡を確認したため、空き室の1020号室へ調査に入り、異常がなかったため、1階と2階の鍵を持っていたので入って確認しましたが、何の痕跡もありませんでした。これが供述内容でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 後で久田副市長の答弁を求めたいと思いますが、本人は、住居侵入を認めているわけですね。それでは、常習性はなかったと、今回が初めてであると、空き室に入るのは、別に、犯罪と言えば犯罪ですけれども、そう別に極端な違法性はないと思うんですけれども、それから、この本人の申し立てを、例えば、周りの人に聞き取り調査をしたとか、そういうことは、副市長、それは当然行われたと思うのですが、それについての、周りの人の、例えば、同じような住民の人が、その部屋に立ち入っておる本人の姿を見たとか、以前に、そういう調査をされたんですか。

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 同居されております3階の住人の方に、そのようなことをお聞きをいたしました。

以上でございます。

結果につきましては、そういう事実はない、不法に侵入されたようなことは聞いておりません。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 確認ですが、本人は、施錠してある部屋に、自分の合いかぎを使って、無断で侵入して、常習性については、周りに住人の聞き取り調査をしたけれども、それ以上の過去については、今のところ確証は得られないということでもありますね。

水漏れの調査と本人は言っているわけですが、副市長、それ水漏れの調査というのは、その信憑性については、調査されたわけですか。

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 水漏れということでございますので、一応、水漏れの現場調査

いたしました。

たしか、そのときは、水漏れはなかったかと思っております。

以上でございます。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 普通、考えて、しかもこれ本人は、私も厚生委員会で、非常に知っているのですが、まさかという気はしておるんですけども、本人は、水漏れの調査のためと言うて、過去の水漏れの状況なんかを供述しておるみたいなんですけれども、普通の人は考えたら、そんなもん言い訳にしかすぎんですよ、それは。これは後で、最後にもう1回聞きますので。

次、処分に至るまでの過程についてちょっとお聞きします。

今回、停職3カ月、そして、事務長から係員への降格という処分になっているわけですが、岐阜市の訓令第4号、懲戒処分に関する方針、これのどの項が適用されて、今回の処分が決定されたのかお聞きしたいと思います。

それから、2番目に、この項の中には、標準例、要するに、殺人を犯したものは懲戒免職にするとか、放火を犯したものは懲戒免職にするとか、こういう事例を犯したものは、この程度の処分にするというふうに書いてあるわけですが、その中で、ただし、悪質な場合は、要するに量定ですね、処分の加算化してもいいというふうになってはいますが、今回は、役職者でもありますから、当然、量定の加算が当然検討されておるはずなんです、それについての、この停職3カ月、本来ならば停職1カ月ぐらいだけれども、ちょっと悪質だということで停職3カ月にされたのかどうか、そこを、ちょっとお尋ねします、この2点について。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 処分の根拠条例ですけれども、懲戒処分が地方公務員法第29条第1項第3号、分限処分が地方公務員法第28条第1項第3号に定めてあります。懲戒処分の指針につきましては、人事院が定めております国家公務員に対する懲戒処分の指針にて、本市の訓令で定めてあります。今回の事案につきましては、住居不法侵入の行為について処分を行ったところでございますが、本市の指針では、代表的な事例に、その標準的な住居不法侵入というのはございません。したがって、その住居不法侵入、そのものの事例についての処分量定は示しておりません。そこで、他の自治体の処分事例を参考にして、量定を決定したものでございます。

次に、標準例に掲げる処分の種類より重いものと考えられる場合としましては、指針第2条の中段以降に記載しております。今回の場合におきましては、管理職員としての職責は重く見ておりまして、懲戒処分に併せて分限処分も同時に行っているところでございます。

御参考でございますけれども、他の例にしたものといたしまして、平成19年7月、長野県男性職員57歳、これが停職3カ月にしておりますけれども、その内容は、金品搾取の目的で、住居侵入の容疑で緊急逮捕、住居侵入罪で略式起訴、罰金10万円の略式命令、これが停職3カ月でございます。もう一つは、平成22年1月、城東消防署、大阪府でございます。消防士28歳、停職3カ月、女性のわき腹付近を触り、暴行及び住居侵入容疑で現行犯逮捕、不起訴処分、もう一つも参考にいたしております。処分日、平成14年4月、最高裁判でございますけれども、男性事務官33歳、酔って面識のない女性宅に住居侵入疑いで現行犯逮捕、起訴猶予処分、これが停職3カ月です。

以上の例を参考にして、停職3カ月といたしたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 指針は、私も見ましたけども、これのどれを根拠にして、今回の処分が決定されたのかよくわからなかったんですけど、根拠条例は基本的にないということです。

それから、標準例に挙げる量定の加算化は、要するに、管理職相当ということで、普通の処分よりも重くしたということですね、市長、今の答弁であれば。分限処分ということは、要するに、役職から下のほうに降格したということですね。

それでは、次、3番目、ちょっと事実関係だけ最初に聞いておかなきゃいかんと思って、まず、一番最初に、いつもこういうふうなことが起こるたびに、基本的に、その懲罰委員会がその処分の決定をなされるわけですが、現在、副市長が懲罰委員会の委員長で、ほかに理事、5人の理事、合計6名、それから、民間人が1名、事件によって民間人1名を懲罰委員会の中に入れても構わないというふうに規定ではなっていますが、今回の事件については、当然、民間人の1名の方も参加されたと思うのですが、民間人1名は、当然、市長、氏名は公表すべきだと私は思いますが、これについて、市長の考え方を求めます。

2番目に、参考にしたというほかの自治体の処分状況は、今市長が述べられたので、これはいいです。

ついでに、これで本人の給与の減俸はあったのかどうか。それから、僕は、基本的に、今回の事件は、本人の申し立てが、別に裁判所じゃないんで、刑事罰がどうのこうのじゃなくて、行政罰として、本人の申し立てが、非常に納得しがたい、水漏れの調査とかいう理由で、若い女性のかぎがかかるとる部屋に入って、その後、隠ぺい工作とまでは言いませんけども、本人は逃亡しておるわけでしょ、その場所から。水漏れの調査だとはっきりわかっているんであれば、そのときに逃亡する必要もないわけですよ。今回は、本人の申し立て自体が、僕はもう全く信用できないと思っているんですが、免職規定を適用しなかった理由が、私は今でもわからないんです。先

ほど市長は地方公務員法について言いましたけど、地方公務員法は、大まかなこういう地方公務員としてふさわしくない行状があった場合は、懲戒処分の対象にしていいいですよということを書いてあるだけで、その後の内規については、これは地方自治体で決めていいとです。それで、懲戒免職にしなかった理由が、私もよくわからないし、多分市民の人もわからないと思います。

以上のこの点について、市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 当該事案について審議した懲戒審査委員会の委員は、先ほど議員申されたとおりで6名でございます。従来の委員会の組織では、委員は職員の中から市長が任命するとしておりましたけれども、平成21年4月1日の改正で、必要がある場合は、職員以外の学識経験者を委員に任命することができることといたしまして、事案ごとに任命をしているところでございます。

委員の氏名等については、分限懲戒審査委員会規程第11条の秘密の保持に関連いたしますし、今後の委員会運営に支障がありますので、公表は差し控えたいと思っております。

次に、どうして懲戒免職にしなかったかということでございますけれども、停職期間中の3カ月は、もちろん給与は支給いたしません。12月のボーナスももちろんございません。来年度の給与の昇給判定も、停職職員は、昇給はございません。

免職にしなかった理由ですけれども、当該職員の義務違反に対しまして、任命権者として、その職員の責任を追及し、公務員における規律と秩序を維持することを目的として、停職3カ月の量定が妥当であると判断して、懲戒処分の裁定をしたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、ちょっと市長にはきつい言い方をしますけど、私は、この前の議会でも民間の公表すべきだと、公表できないような人を懲罰委員会の中に入れるのもおかしいと、まさか、職員OBを入れておるわけじゃないでしょうねって聞いたら、市長は、職員OBであっても、今民間人で見識としてふさわしいと言いましたけども、そういう態度は、本当に李下に冠をたださずじゃないですけども、市民からあらぬ誤解を受けるもとです。

だから、もしかしたら、民間人1名というのも、多分、職員OBの方を市長が選ばれたんじゃないかと思われていますが、市長、僕はちょっと質問します。これは、壱岐市が出してある懲罰委員会、審査委員会規定、この中で、第10条、委員長、副委員長及び委員は、自己または自己との関係のある職員に関する事案については、その審議に参加することができないとなっています。市長、役場の職員が、こういった本来ならば刑事事件です。刑事事件に当たるようなときに、

同じ役場の職員が委員長とか、副委員長とか、委員になんかなるということ自体が、これ、委員会規定に違反するとやないですか。例えば、多分これは、直轄の部下とかいうときは、担当は、その上の部長は参加できないという形でしょうけども、恐らく今聞いたら、担当の理事は、懲罰委員会に出席したんじゃないんですか。

議長（牧永 護君） 白川市長、出席したかしていないか、答弁願います。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 関係理事に相当する者が出席をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、第10条の、僕は今回の事件は、非常に、僕はけしからんことだと正直言っていると思います。ただし、できたら、この間、続いておる不祥事を、もう今後一切なくしてもらいたいと、こういう一般質問をさせるなというのがメインですが、市長もう1回聞きます。民間人と言われる人の氏名は公表すべきだと思っておりますが、それについて、もう1回答弁をお願いします。

それで、本人の給料、先ほど支給しないと言われましたけどもが、処分3カ月間の停職後は、本人の給料は現状のまま推移するわけですか、これが2番目。

それから、今の第10条の規定から照らせば、職員の不祥事に、僕は懲罰委員、この第10条の委員長、副委員長は、自己または自己との関係のある職員の事案については、その審議に参入することができないんだから、本来、懲罰委員会の中に、同じ公務員仲間である人たちがおること自体が、僕は、おかしいと思っているんです。懲罰委員会は、こんな市の職員の不祥事が続くんであれば、全部民間人にしろと、私はそのくらいまで思っていますけれども、第10条の規定に違反しているのであれば、この処分自体が無効じゃないんですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、氏名の公表についてでございますけれども、裁判で言えば、裁判員みたいなものでございますから、これについては、今後お願いするというようなこと等も含めまして、氏名の公表はしないと思っております。

2番目の4カ月目から給料は元に戻るのかと、そのとおりでございます。3カ月の無給の後は、普通の給料に戻ります。

次に、第10条関係でございます。第10条関係につきましては、私も本当に勉強不足で申しわけないと思っております。議員御指摘のとおりだと思っております。しかし、その有効、無効につきましては、私が量定を既に決定をいたしておりますので、経過に、確かに瑕疵があったよ

うでございますけれども、この処分そのものは有効であると思っているところでございます。

そしてまた、その10条の件について、今後やはり、私は、あの10条を見ますと、議員御指摘のように、職員であるならば、市の職員は関与するべきではないと、あれは、やはり理解すべきではなからうかと思っているところでございます。

ちょっと蛇足になりますけど、先ほどの有効、無効につきましては、裁判所が1票の格差で違法だと、しかし、行われたことは有効だと、これに照らしてそういうふうに申し上げております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 大いに反論があるところなので、市長、この前僕が聞いたときに、だれかが聞いたときに、厚労省の村木局長の例を挙げて、そう簡単には処分できないんだと、最終的には無罪になったじゃないかと言われましたけれども、あの人は、逮捕されたときから、終始一貫、自分の無罪を1年半、ずっと主張してこられたんです。本人は、もう罪状を認めているわけでしょう、全然違います。

それから、1票の格差の問題と、こういう言うちゃ悪いけど、ハレンチ罪です、僕に言わせれば、何の目的で侵入したかっていうのも、非常に疑わしい。今回は、弁護士が入って、結局、起訴猶予という形になりましたけれども、これこそ刑事罰と行政罰は、全く区別すべきものでありますから、市長に対しては、別に、僕は今回のできたらこういうことが、絶対起こってもらいたくないんですよ、それこそ、市民が、この人1人のために、吉岐市の職員は何をしよるとかという形になるとです。だから、僕は、後で、次に聞きますけども、今後の防止策について、あとでちょっと市長聞きます。

今市長が言われたように、第10条のこれに参与すべきじゃないんだと、懲罰委員会の本来の精神からすればですね。市の職員の処分について、市の職員が、身内がやるっていったら、自浄作用も全く何も働かないんだと、それは、だれが聞いたってそうですよ。特に、身分保障がされている公務員の人だから、それは、民間よりも高い倫理規定が、倫理規範が求められととです。そうですよ、それは、生涯賃金を比べたら、皆さんたちは恐らく公務員共済で、1カ月20万から30万円ぐらいの間の年金を、今からずっともらっていかれるとです。それこそ、考えれば、それは、民間よりも、僕は100倍ぐらい厳しい処分があつてしかるべきだと正直言って思っているんです。

市長、もう1回お尋ねしますけれども、懲罰委員会の構成について、市長は、民間人1名は公表すべきじゃないと言われましたけれども、僕は公表すべきだと思うんですよ。今裁判員裁判でも、民間の裁判員だって、顔はもちろんテレビで出ませんけれども、堂々とテレビの前に出てしゃべつとるじゃないですか。僕は公表すべきだと思いますよ、絶対氏名は、氏名も公表できんよ

うな人は、基本的には懲罰委員会に入れるべきじゃないです。それはもう絶対そうですよ、もう何なら私が懲罰委員に入ってもいいですよ、本当に。議員の中の別に議員が懲罰委員の中に入っちゃいけないというあれはないんで、懲罰委員の半数は議員から選らぶと、議会から選らぶと推薦してくれということであれば、私は喜んで入りますので、ぜひ、この公表について、市長もう1回、今回の分は、今はもう多分公表しないということで、最初任命されていると思うんで、今回については言いません。

今後、僕はもう、懲罰委員会は、する場合は、そんなこまいやつはいいですよ。例えば、今回のような刑罰相当については、懲罰委員会を開くんだと、そして、懲罰委員会のメンバーは、民間人で構成して、その中身については、人選については、こういう人たちが、市の懲罰委員会のメンバーだと、だから、この人たちが決めたこと、決定したことだからということであれば、市民は、何も文句は言わんと思います。今後についての公表はどうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今でも非常に消極的に思っておりますけれども、懲罰委員の皆様を選考と申しますか、お願いするときに、そのことに御承諾をいただいて、選任をしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） それから、市長聞き忘れました。本人の給与の減俸は、もう多分、市長は、これ1回そういうふう決定されているんで、恐らく、一次負債じゃないですけども、さらにあわせて処分するというわけにはいかんというのも私がよく知っています。

ただし、できたら、本人に納得させた上で、本人の給料を半額にするとか、本人の給料を半額にしてするとか、そういうような方策はとれないんですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 適当かどうかわかりませんが、議会でそういう意見があったということをお本人に伝えたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私の名前は出しても構いませんので、そういうふうにしてもらいたいと思います。

次、これが一番本当は大事なんですけども、今後の防止策について、全く、1年前に、僕が言

ったのは、これは何やったんやろうかと思って、正直言って情けない思いが、正直言ってしとるとですよ。それで、市長には、そのとき、懲罰委員会には、僕は、半分ぐらいは民間人を入れると、そのときに市長に言ったはずで。

結局、どうなったかという、市長が必要と認めた場合は、民間人を1人入れて協議してもよいというふうになっています。先ほど、市山議員の質問にも、民間人が懲罰委員会に入っている自治体は2つぐらいしかないと言われましたけれども、私は、こんなもんまでほかの自治体の右へ倣えする必要はない、まず、今後の防止策について、まず1番、僕は、何でもかんでも重罰化すればいいと思わんとです。私自身が、そのように品行方正な人間じゃないから、だから、公務員にならんかって、本当によかったと私は思うととですけど、まず、この内規の大幅な見直しをまずしてくれんですか。私、これ読んだら、市長もこれを読まれて一般を含む規定とか、それから、公務外非行、今回は恐らく公務内に当たりますよね、公務時間内に当たると思うんですが、これ公務外について、放火、殺人、傷害は停職または減給です。まず、僕は見直せっていうのは、基本的に、この放火とか殺人とか、こえんとは別に要らんとです。そんなもん殺人を犯した公務員が免職にもならんでおるとかいうことも基本的にないわけで、放火を犯した職員が、その前に座ってるなんかいうことも基本的にないわけなんで、もう少し、細かくということもないですが、あまり細かくすると、これもまた職員が委縮してしまつたらだめですけども、ある程度、もう少しやっぱり、今回のような、これ載っていないんですよ、標準規定に、内規に載っていないんだから、多分ほかの自治体のやつを参考にして、今回のように処分されたと思うのですが、もう少し細かく、これやってもらえませんか。これが内規の見直しを、まず第1。

第2番目に、これもぜひ公表してもらいたいと思います。2番目、基本的に、役職者については、量定加算を明文化してください。僕は、基本的に、役職者で刑事罰に相当するんであれば、免職だと、これ見たら、すべて職員一律です。量定加算の項はありますけども、その地位によって、ただし、免職があるのは、殺人、放火、飲酒運転、横領、この4つです。ほかは、基本的にありません。だから、一般の職員と役職者は違うはずなんで、牧山理事、あくびしよっとやないですか。（「ちがいます」と呼ぶ者あり）役職者については、量定加算を大幅に加えるべきだと、それだけの地位にあるんだから、不祥事を起こした場合は、責任をとれと、基本的に刑事罰に相当する場合は免職だというのが原則にしてもらいたいと思いますが、市長の答弁を求めます。

3番目、今回の懲罰委員会の内部の議論が対外的にも非常にわからん、なんでこういう基準になったのかもわからない。僕たちに来たのは、前、鵜瀬議員が言うたこと、一遍の通知だけで、今後また市民の信頼を損ねたと、今後はこういうことがないようにしますというだけのことで。少なくとも、処分に、決定に至る議論は、もう少し細かく公表すべきだと、私は考えますが、市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 内規の大幅な見直し、及び役職者の量定加算については、議員御指摘のようにいたしたいと思っております。処分決定に至る議論は公表すべきということでございます。これにつきまして、少しでも申し上げたいと思っておりますけれども、懲戒処分については、平成21年4月から戒告、減給、停職、免職のすべての懲戒処分を公表するように、公表基準を改正しております。公表内容につきましては、被処分職員の所属部局名、職位、年齢、性別、処分内容、処分理由、処分年月日でございます。氏名につきましては、警察等で名前が出たときとか、免職をされたとき、あるいは、社会的な影響が大なときに、氏名は公表してあるところでございます。

ただ、処分決定に至る議論について公表するということにつきましては、その辺の内容が発言そのものについて、いろいろと誤解を招いたり、もろもろ問題があると思っておりますので、審査員の公平、公正な審査の点から、処分決定に至る議論についての公表は考えていないところでございます。しかし、職員の不祥事の発生に関しましては、再発防止の観点から、事案の検証を必要とする場合も考えられますけれども、現段階では、考えていないところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私は、別に懲罰委員会の議事録を公開せよとか、そういうことを言っているんじゃないんですよ。もう少し処分の決定に至る経過については、もう少し委員会内で、こういうふうな話し合いが行われて、先ほど、僕が質問してから、ほかの自治体の事例はこうだというふうな形で言われましたけれども、そうじゃなくて、僕が言っているのは、だれだれ議員がこんな発言をしたとか、もちろん被害者が公表しないでくれという場合も当然ありますから、一律にすべて公表するというわけにはいかないんですが、被害者の同意が得られるのであれば、処分決定に至る議論の過程については、少なくとも、もう少し報告すべきだと、基本的には思います。

市長、ちょっと確認しておきたいんですが、懲罰委員会の委員の大幅な見直し、これは内規の大幅な見直し、3番目、役職者の量定加算についてはもう一度検討、もちろん、大幅にこれも加算の必要性を、基本的にするという確認でよろしいですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） そのような御理解で結構でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 多分、こういった私の一般質問も、職員の処分に関する一般質問は、多分、もう今回限りに、私もしたいと思います。

次、最後、瀬戸に桜木団地、今建設計画があって、既にもう本来ならば、来年の3月に完成予定でしたが、前回の予算委員会で、僕が追及したときにも、種々の事情でおくれて、6月完成の予定だというふうに理事も発言されました。瀬戸箱崎のほうでは、実は、若い人が、公営住宅、結婚したら親元を離れるとか、次男夫婦は、もちろん結婚したら、どこかの住宅に行くというので、本来は地元の住宅が希望できる、地元の住宅が一番いいんですけども、桜木団地が今度できるから、そのために、どうしても政策的に、空けとかないかんということで、もうここ5年くらい新瀬戸以外は、新規入居を全く募集しておりません。それで、私はこれ6月に完成するからというので、実は、若い夫婦の人たちも、もうちょっと我慢とったほうがいいんじゃないかと言うて待ってもらっているんですが、市長、私もこの前行って、現地見ましたけども、これ6月に完成できるんですか。何の工事もしておりませんけども。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 桜木団地の建設の現状についてでございます。この件につきましては、おわびだけで通らんというぐらい思っておりますが、大変おくれておりまして、おわび申し上げます。

今からの工程を申し上げます。現在まで進めてまいったわけでございますけれども、造成工事の測量設計と地質調査業務につきましては、成果品ができ上がりまして、12月6日に造成工事の県ヒアリングを終えたところでございます。新築工事設計につきましては、設計事務所と11月末までに2回の工程会議を実施をいたしてございまして、年明けの1月20日過ぎに県への確認申請ができるという工程でございまして、この建築確認の認可が3月に下りる見込みでございます。したがって、着工が来年の5月上旬、完成が、再来年の1月ということでございます。

予算につきましては、3月補正で減額補正をさせていただき予定といたしてございまして。県との打ち合わせをいたしまして、その補助金については、来年に繰り越すということで御承認をいただいているところでございます。

町田議員に、このようなことを申し上げることは、非常に苦しゅうございますけれども、それがそういうことでございます。

以上です。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、市長も御存じように、職員の処罰規定の中には、もちろん仕事をしなかったというのも地方公務員の処罰規定の中には、ちゃんとあるんですよ。余り時間がないので、残りはまた予算委員会でも、正直言って私やりますけれども、こういうこれで、また繰越明許して、本来、来年の3月に完成せないかんのを、6月になるって、僕は予算委員会であれほど言うとして、二、三カ月やったらやむを得んかなと思ったけども、今市長の答弁では、完成が再来年の1月、もう私は開いた口がふさがりません。理由等も含めて、もうこれは、ここで恐らくやると、私もちょっと血圧が高いんで、もうちょっと遠慮しておきますけど、あとはもう予算委員会で、この件については、もう徹底してやりますから、市長と理事は、ぜひ文書をきちんとそろえとってください。

こんなもん、僕じゃなくて住民に説明ができないんですよ。これはもう説明ができんとです。僕は今こういう事情だから、来年の6月に完成するから、もうちょっと我慢しとけとか、あるいはもう、瀬戸には完成できんから、石田のほうに申し込めとか、郷ノ浦のほうに申し込めとか、そういうことで、僕は、この人間ば団地に入れてくれとか、そんなことを言いよるわけじゃないとです。だから、その人たちは待ってたり、あるいは石田の住居に入ったりとか、郷ノ浦の住宅に入ったりされとるとです。しかも、過去5年間ずっとそんな状態で、ずっとやってきたとです。

何か正当な、僕を納得できるような理由があるとやったらいいですけども、納得せんということであれば、僕はもうこの件に関しては、僕も引くわけにはいかんから、それは予算委員会で厳しく追及していきたいと思います。

最後なんで、あと3分だけ残して一般質問を終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。

午後3時38分散会